

第5次

白岡市男女共同参画プラン(素案)

目次

第1章 プランの概要	1
1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	3
第2章 白岡市の現状	4
1 統計からみる現状	5
(1) 人口等の推移に関する現状	5
(2) 就業・参画に関する現状	8
2 アンケートからみる現状	9
(1) 調査概要	9
(2) 結果の概要	9
第3章 プランの基本的な考え方	17
1 プランの基本理念	18
2 プランの体系	19
3 プランの目標	21
(1) 基本目標	21
(2) 成果目標	23
4 プランの推進体制	24
第4章 計画の内容	25
1 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	26
2 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの取り組み	29
3 基本目標Ⅲ 一人ひとりが活躍できるまち	32
4 基本目標Ⅳ だれもが安心して暮らせるまち	35
5 基本目標Ⅴ 計画推進の体制づくり	37
資料編	39
1 男女共同参画をめぐる動き～プラン策定の背景～	40
(1) 世界の主な動き	40
(2) 国の主な動き	40

(3) 埼玉県的主要な動き	41
(4) 白岡市的主要な動き	42
2 プラン策定の経過	52
3 しらおか男女共同参画推進会議設置要綱・委員名簿	53
4 白岡市女性政策庁内推進会議設置規程・委員名簿.....	56
5 男女共同参画社会基本法	60
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	69
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	85

第1章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨

白岡市では平成10(1998)年に策定した「第1次白岡町男女共同参画プラン」以降、23年間にわたり男女共同参画の推進に関する様々な施策を総合的に推進してきました。

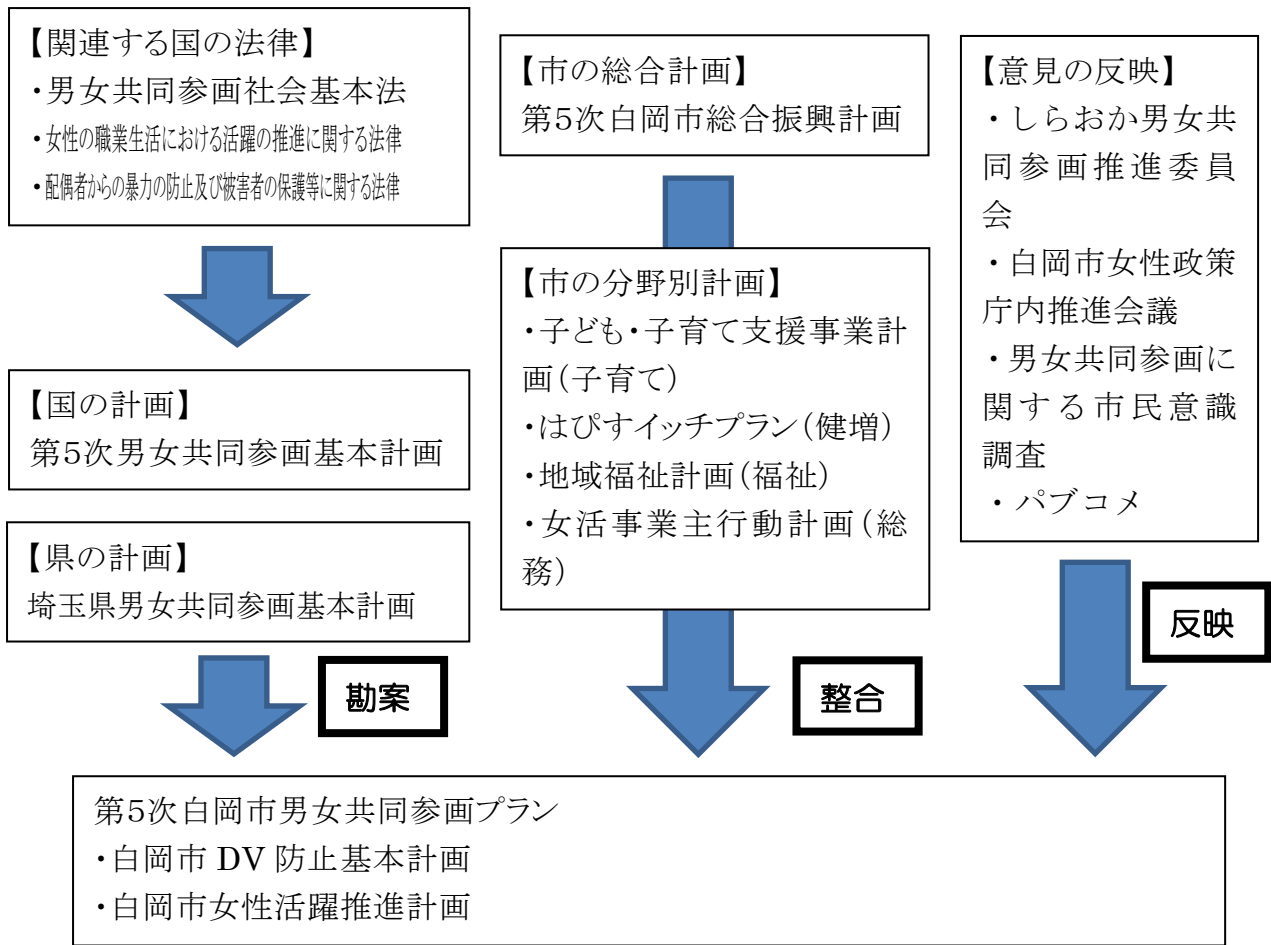
国や県でも継続的に取り組みが行われており、平成28(2016)年4月には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が完全施行され、令和元(2019)年には、女性活躍のさらなる推進や一般事業主行動計画における策定義務の対象拡大などを目的に同法の改正が行われるなど、男女共同参画社会の実現に向けた動きが進んでいます。また、令和2(2020)年12月には「女性の参画拡大」や「2030年代には指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指すこと」などを強調した「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度は依然として根強く残っています。また、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備、配偶者からの暴力、性に基づく差別や人権侵害など、多くの課題が残っており、これらの課題について、今後も様々な視点から継続的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していかなければなりません。

そこで、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえて、改めて施策の方向性を確認し、これまでの取組を継承、発展させることによって、全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「第5次白岡市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 プランの位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を勘案するとともに、「第5次白岡市総合振興計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) 本計画の基本目標4-主要課題1-施策の方向1を「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき「市町村基本計画」と位置付けます。
- (4) 本計画は、「しらおか男女共同参画推進委員会」の意見を尊重するとともに、「第4次白岡市男女共同参画プラン」の推進状況や課題を整理し、令和3年5月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」や、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定するものです。
- (5) 本計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。



3 プランの期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

年度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
計画名	第5次白岡市男女共同参画プラン				

第2章 白岡市の現状

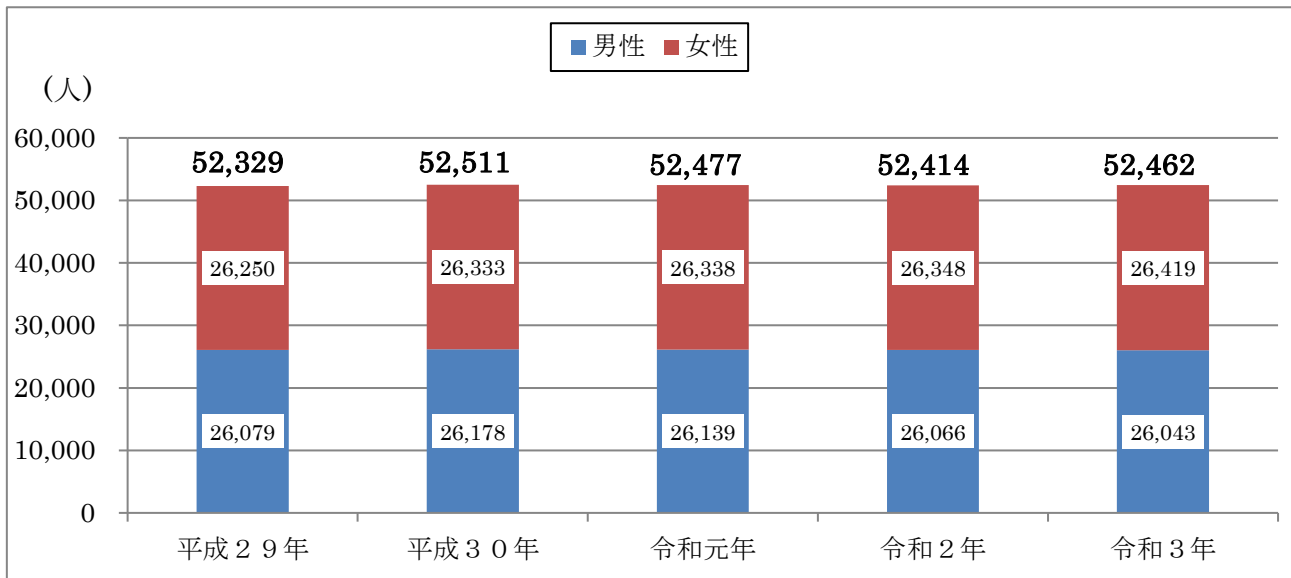
1 統計から見る現状

(1) 人口等の推移に関する現状

① 人口の推移

市の総人口は、増加傾向が続いており、平成30年(2018年)には52,511人まで増加し、その後の2か年は減少しましたが、令和3年(2021年)に再び増加しています。

《男女別人口の推移》

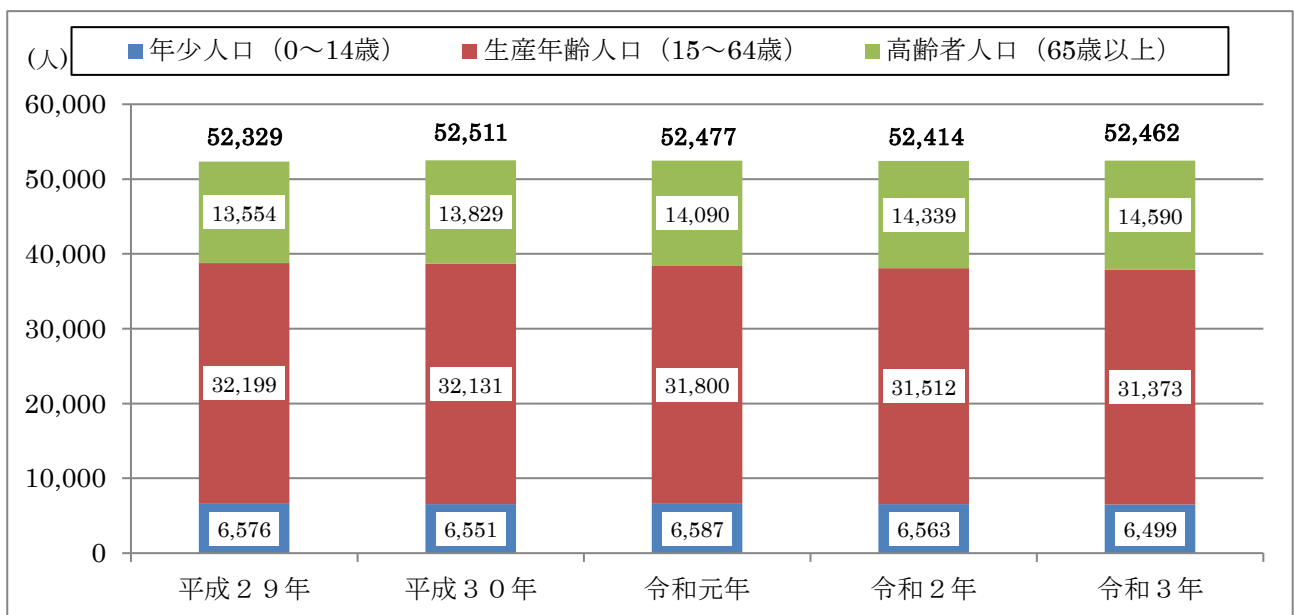


出展:住民基本台帳(各年4月1日)

② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、平成29年以降、年少人口は概ね横ばい、生産年齢人口は約1,000人減少、高齢者人口は約1,000人増加で推移しています。

《年齢3区分別人口の推移》

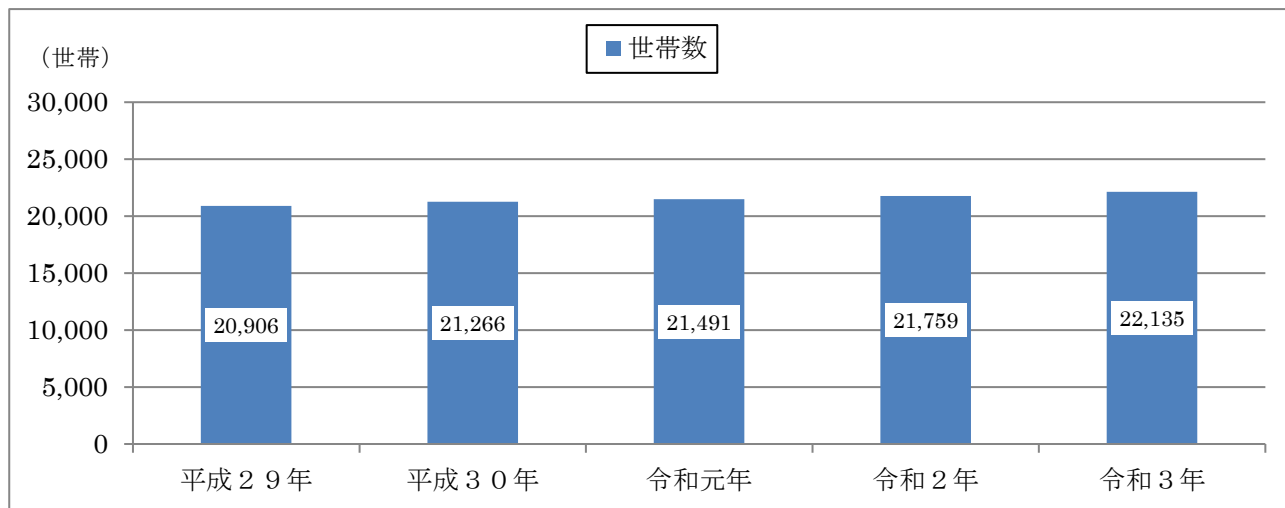


出展:住民基本台帳(各年4月1日)

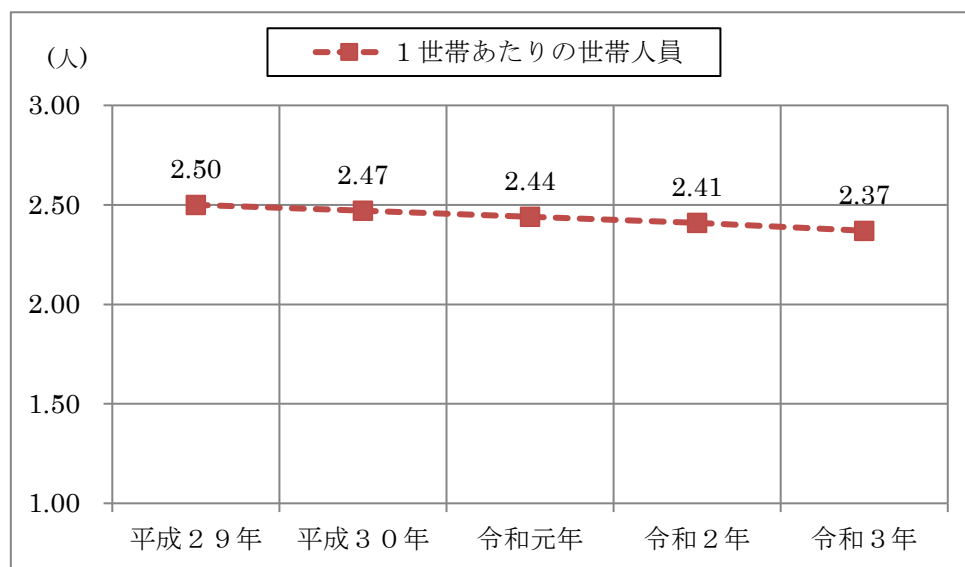
③ 世帯数の推移

世帯数は増加傾向にあり、令和3年時点で22,135世帯となっています。
一方、1世帯あたりの世帯人員は減少傾向にあり、令和3年では2.37人と
なっています。

《世帯数の推移》



《1世帯あたりの世帯人員の推移》



出展：住民基本台帳（各年4月1日）

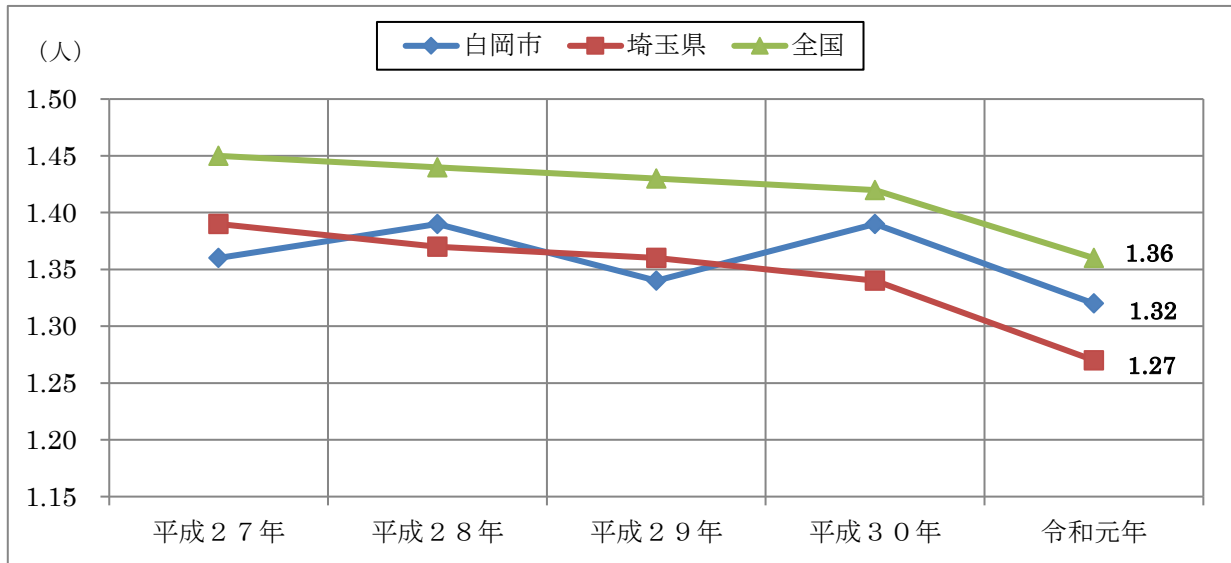
④ 家族類型

@国勢調査 令和3年秋の速報値を掲載予定

⑤ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成27年以降増減していますが、令和元年時点では、1.32人と埼玉県との値を上回っています。

《合計特殊出生率の推移》



出典：埼玉県総務部統計課「人口動態統計」

⑥ 高齢化の推移

@国勢調査 令和3年秋の速報値を掲載予定

(2) 就業・参画に関する現状

① 男女別就業の状況

@国勢調査 令和3年秋の速報値を掲載予定

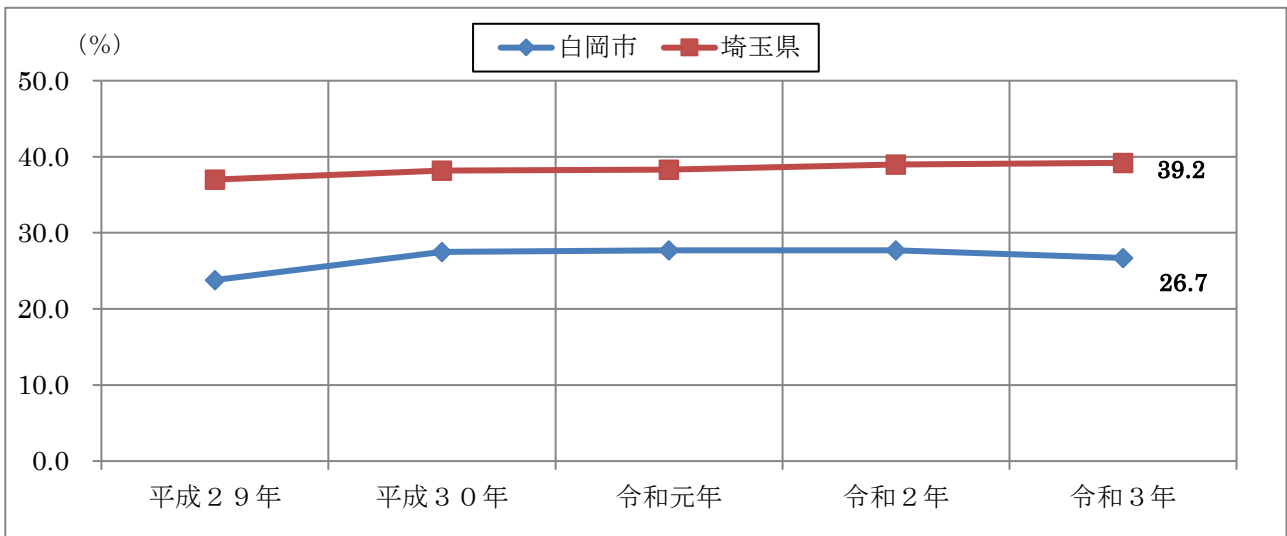
② 女性の労働力率の年齢別状況

@国勢調査 令和3年秋の速報値を掲載予定

③ 審議会等における女性委員の割合

法令又は条例で設置されている審議会等においては、委員の男女構成の均衡を図るよう努めていますが、専門性が要求される場合や役職に基づき委嘱する場合もあり、女性委員の割合は30%未満で推移しています。

《審議会等における女性委員の割合の推移》



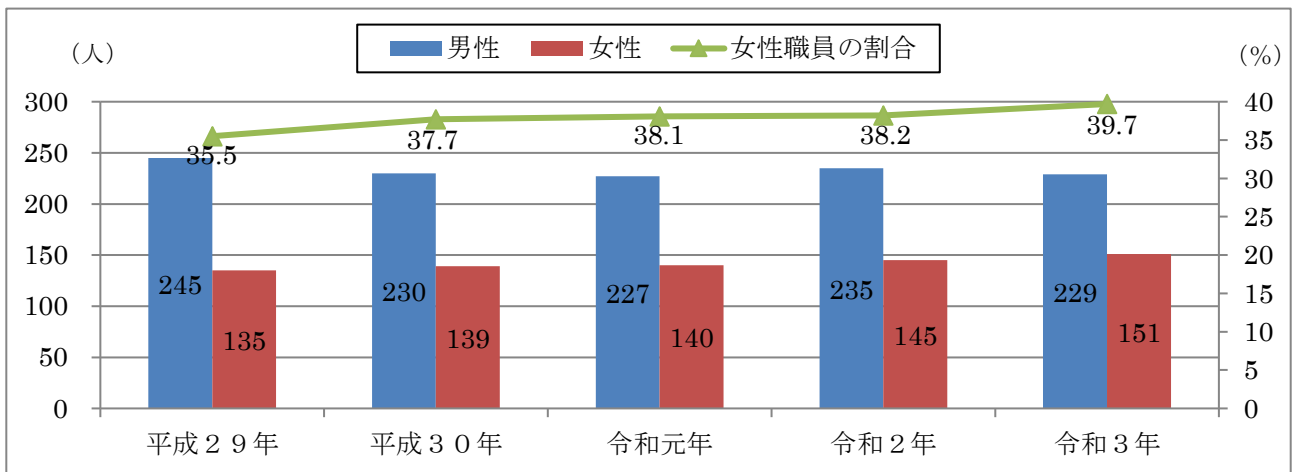
出典：地域振興課

埼玉県「審議会等における女性の登用状況」

④ 市役所における女性職員の割合

本市の市役所における女性職員の割合は、年々増加傾向にあり、令和3年度には39.7%となっています。

《市役所における女性職員の割合の推移》



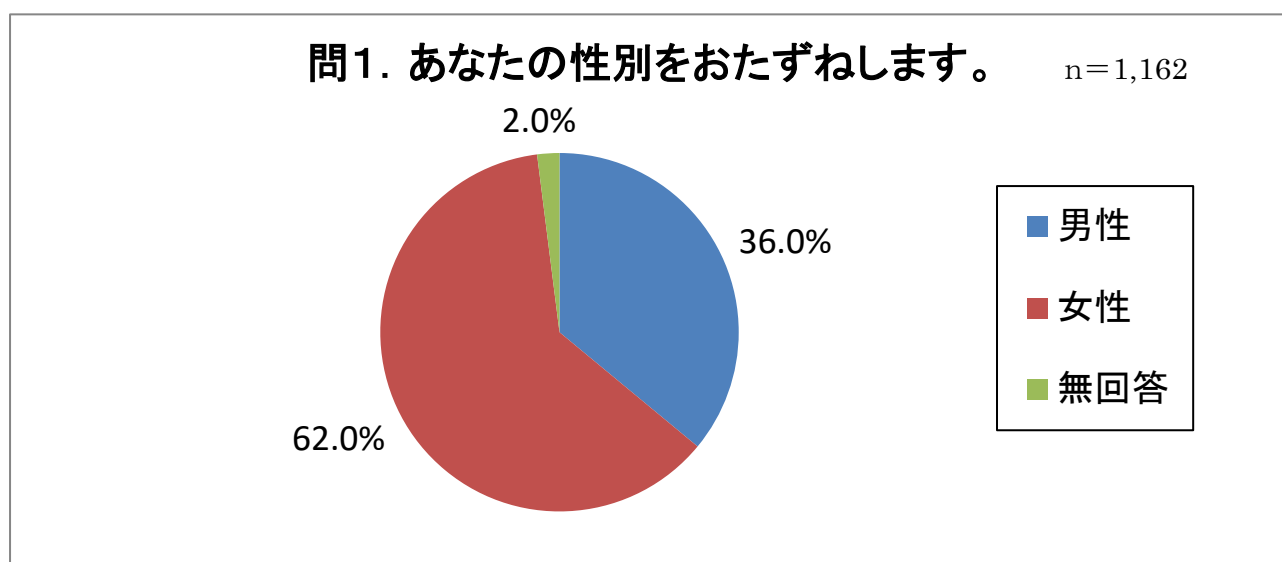
出典：総務課

2 アンケートから見る現状

(1) 調査概要

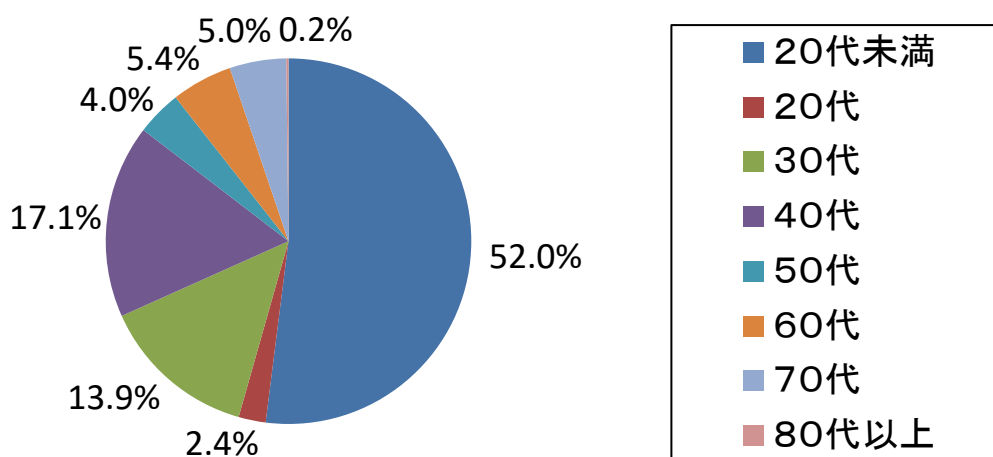
調査目的	第5次白岡市男女共同参画プラン策定の基礎資料とすることを目的として実施
調査期間	令和3年4月28日(水)～5月31日(月)
調査の対象	市内在住、在学、在勤の男女 約1,500人
配布・回答方法	学校、保育所、児童館、公共施設等に調査票を配布 インターネット回答及び調査票に直接記入し提出
回答状況	1,162件
調査項目	1. 回答者の属性 2. 男女平等、男女共同参画に関する意識について 3. 男女共同参画社会実現のための施策について

(2) 結果の概要



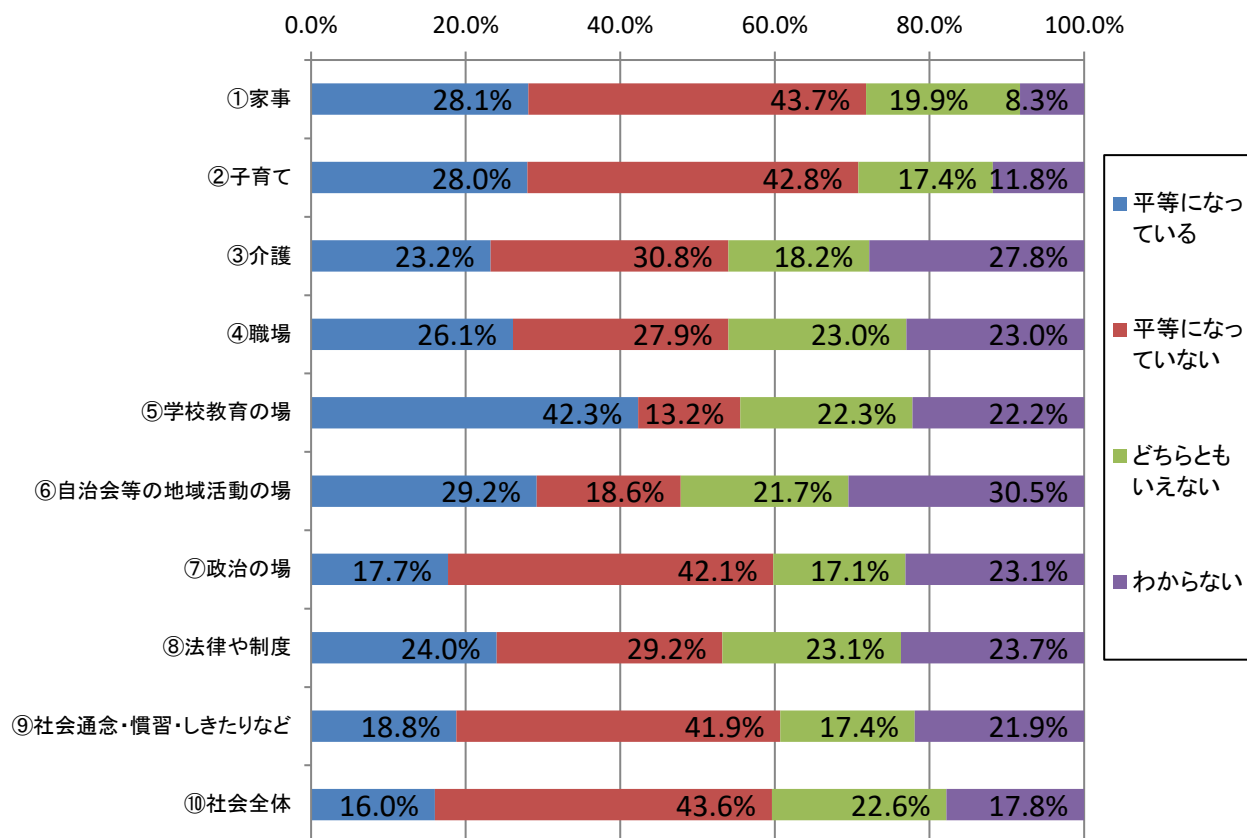
回答者の性別については、男性が36%、女性が62%となっており、男性よりも女性の回答が多くなっています。また、性別を「無回答」と回答したかたも2%いました。

問2. あなたの年齢はおいくつですか。



回答者の年齢層については20代未満のかたが52%と約半数を占めています。次いで多い年代が40代17.1%、30代13.9%、60代5.4%と続いています。

問3. あなたは、次の①～⑩において、男女の意識は平等になっていると思いますか。



各分野における男女の平等感については、一番平等感が高いと感じられている分野は「⑤学校教育の場」で、「平等になっている」と答えたかたが42.3%。

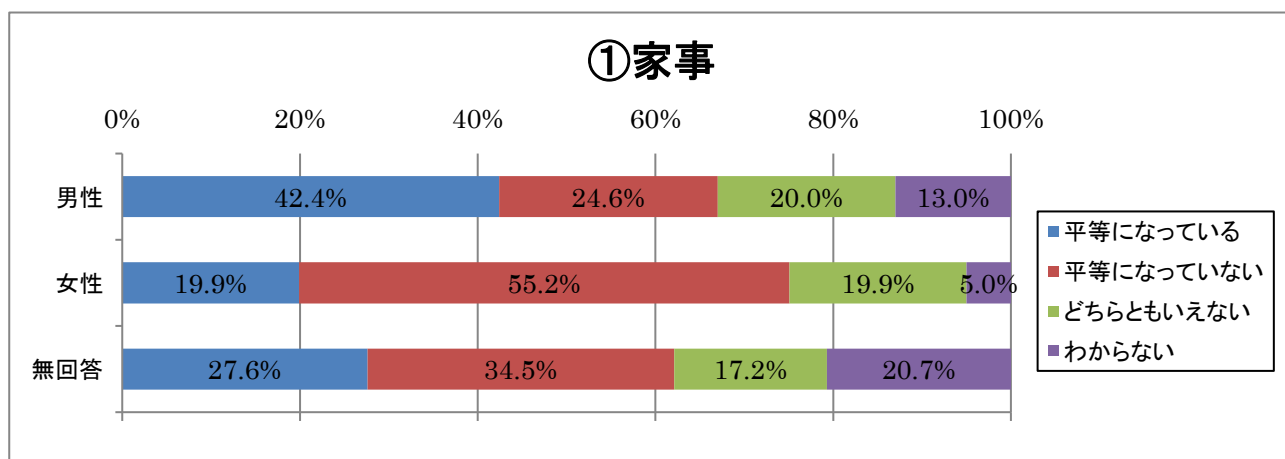
一番平等感が低いと感じられている分野は「⑩社会全体」で「平等になっている」と答えたかたは16.0%でした。

家庭分野における「①家事」、「②子育て」、「③介護」については、「平等になっていない」と感じているかたがそれぞれ30～40%前後いる反面、20%のかたは「平等になっている」と回答しています。

「④職場」については、「平等になっている」と感じている回答と「平等になっていない」と感じている回答が約半数ずつにわかれしました。

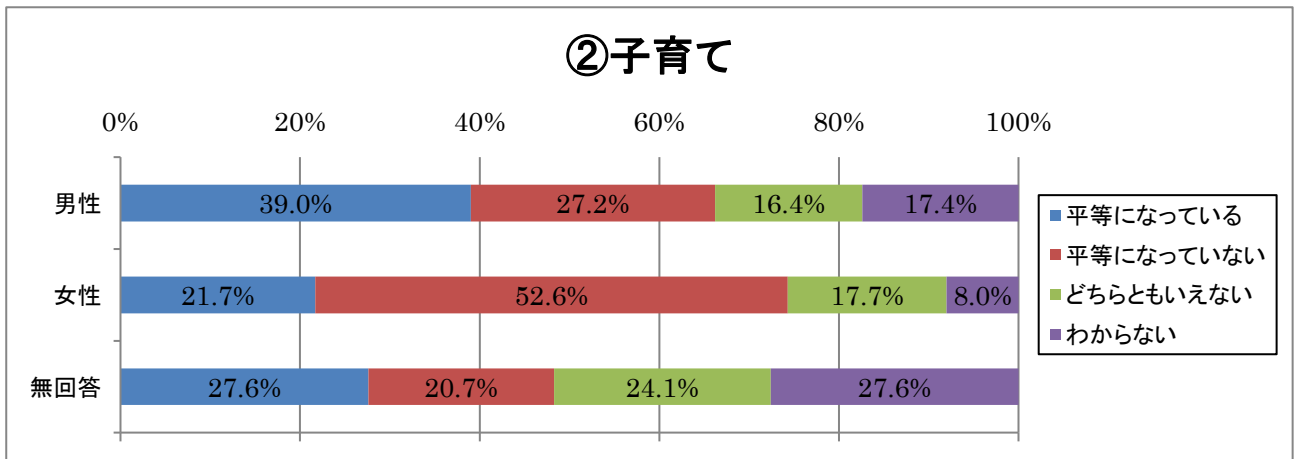
社会分野における「⑥自治会等の地域活動の場」、「⑦政治の場」、「⑧法律や制度」、「⑨社会通念・慣習・しきたり」などでは、「⑥自治会等の地域活動の場」の平等感の数値が少し高いものの、ほかは平等ではないと感じている人の割合が高く見られました。

《性別ごとの平等感》



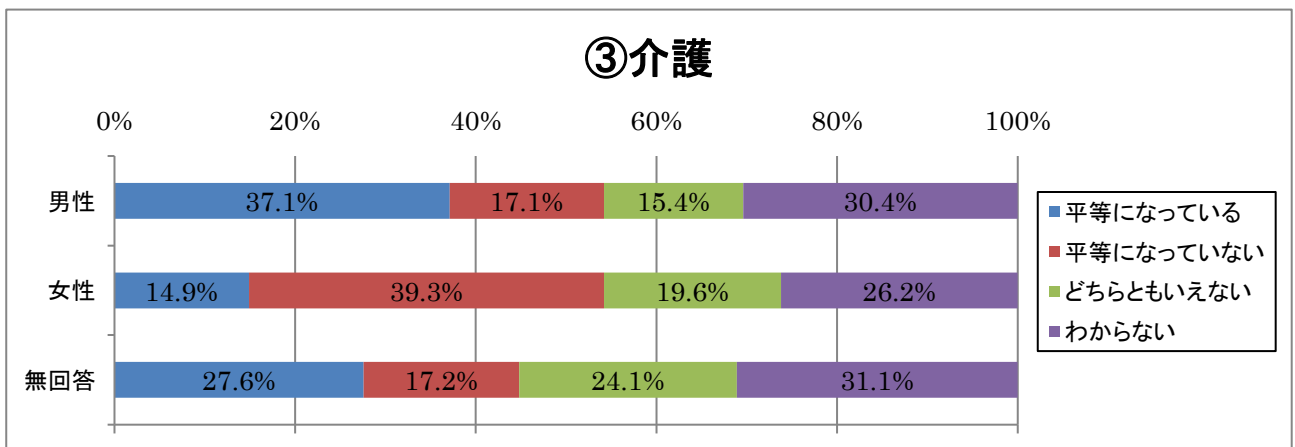
「①家事」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が42.4%、女性が19.9%、性別無回答が27.6%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が24.6%、女性が55.2%、性別無回答が34.5%となり、女性の回答が最も多く、半数以上の女性が「平等になっていない」と回答しています。



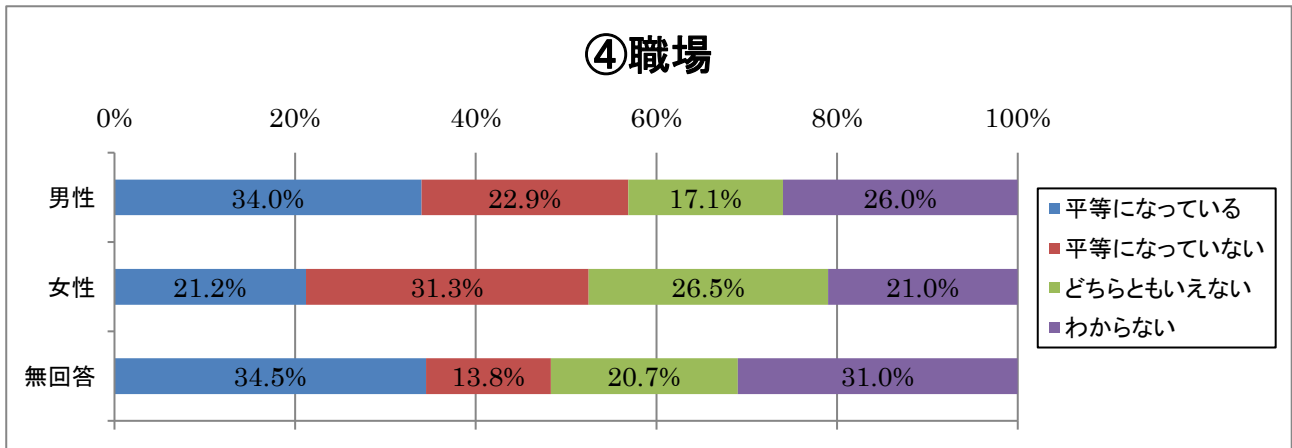
「②子育て」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が39.0%、女性が21.7%、性別無回答が27.6%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が27.2%、女性が52.6%、性別無回答が20.7%となり、女性の回答が最も多く、半数以上の女性が「平等になっていない」と回答しています。



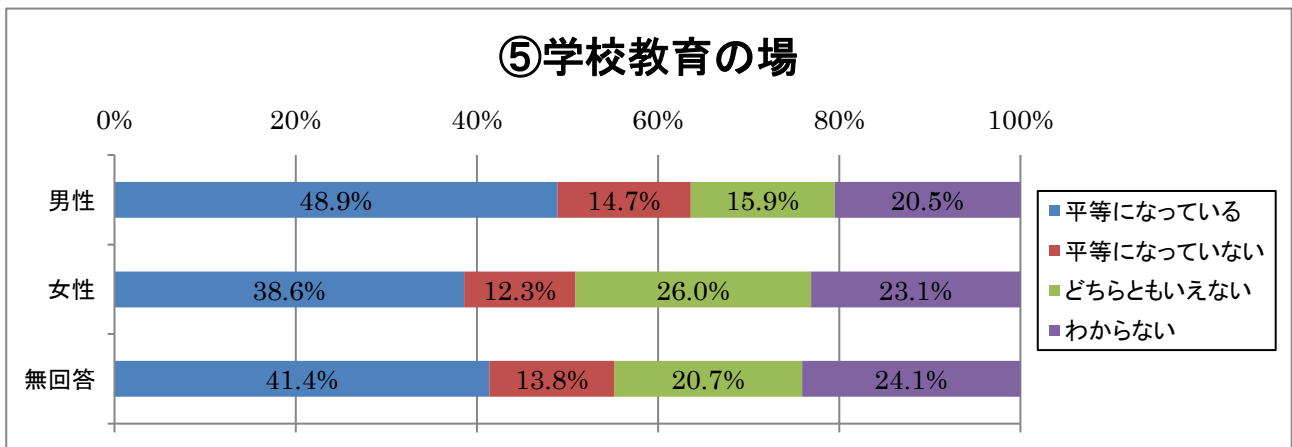
「③介護」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が37.1%、女性が14.9%、性別無回答が27.6%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が17.1%、女性が39.3%、性別無回答が17.2%となり、女性の回答が最も多く、女性の回答が男性の約2倍となっています。



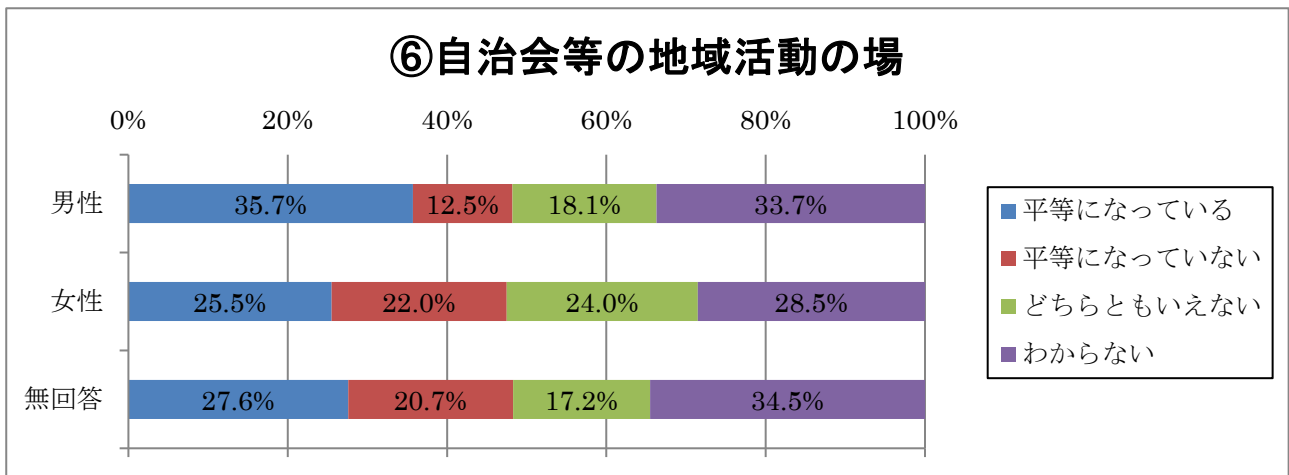
「④職場」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が34.0%、女性が21.2%、無回答が34.5%となり、性別無回答の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が22.9%、女性が31.3%、性別無回答が13.8%となり、女性の回答が最も多くなりました。



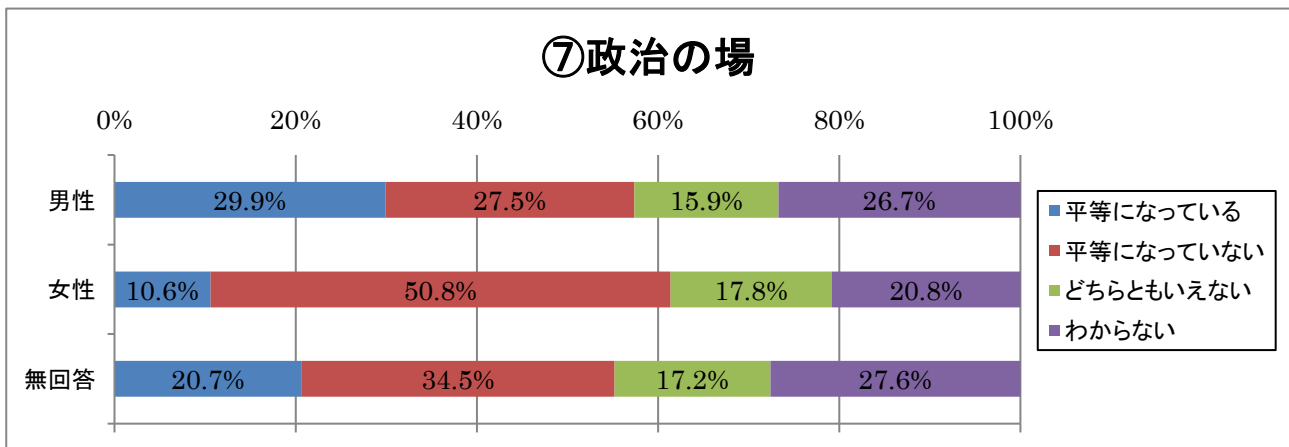
「⑤学校教育の場」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が48.9%、女性が38.6%、性別無回答が41.4%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が14.7%、女性が12.3%、性別無回答が13.8%となり、こちらも男性の回答が最も多くなっていますが、全体的にどの性別のかたも「平等になっている」と感じているかたが多く、「平等になっていない」と感じている割合も低くなっています。



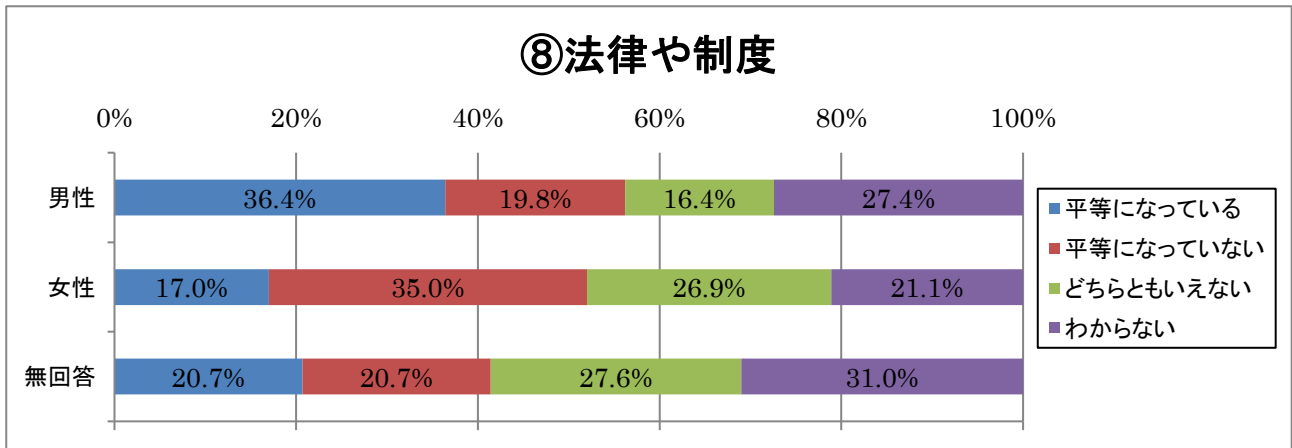
「⑥自治会等の地域活動の場」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が35.7%、女性が25.5%、性別無回答が27.6%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が12.5%、女性が22.0%、性別無回答が20.7%となり、女性の回答が最も多くなりました。



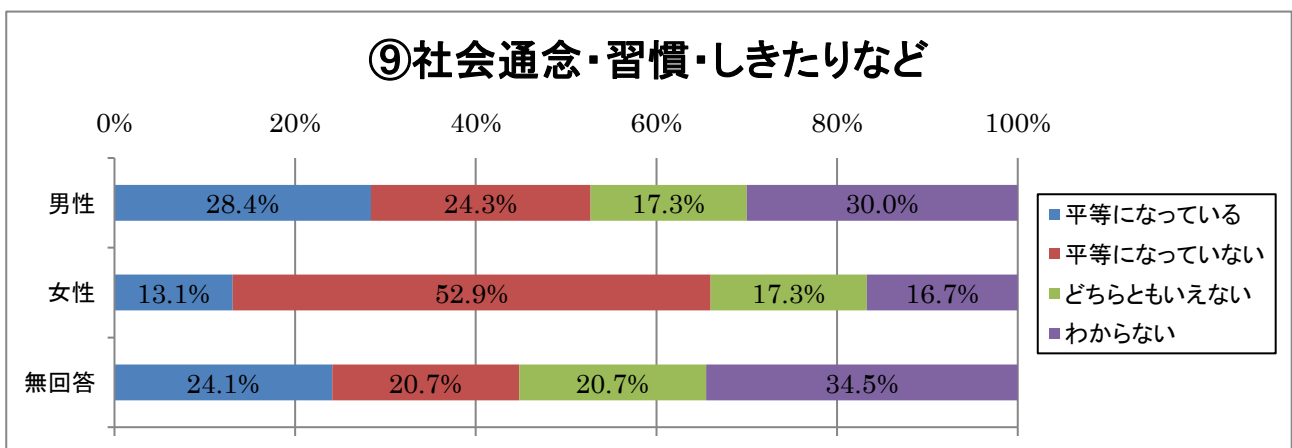
「⑦政治の場」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が29.9%、女性が10.6%、性別無回答が20.7%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が27.5%、女性が50.8%、性別無回答が34.5%となり、女性の回答が最も多く、半数以上の女性が「平等になっていない」と回答しています。



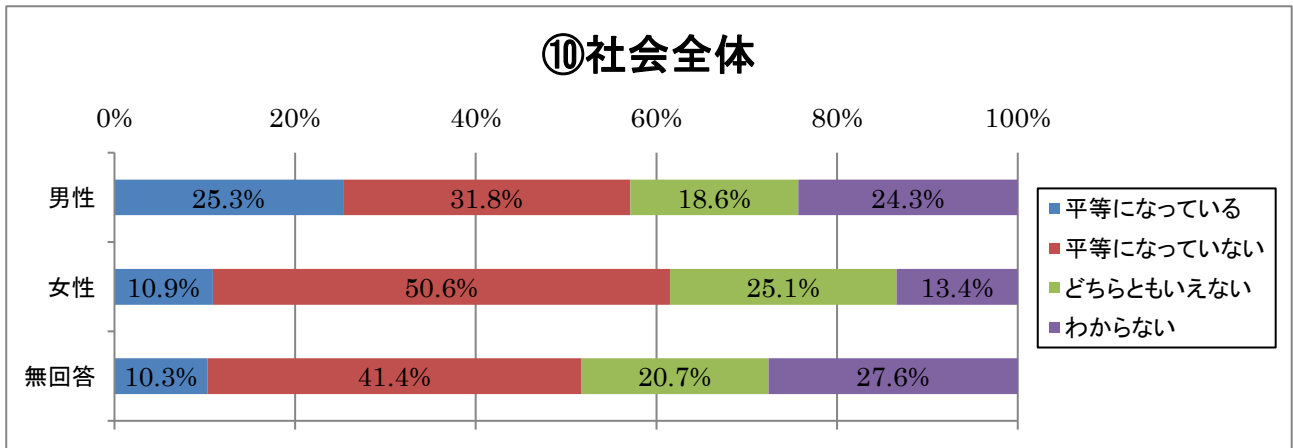
「⑧法律や制度」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が36.4%、女性が17.0%、性別無回答が20.7%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が19.8%、女性が35.0%、性別無回答が20.7%となり、女性の回答が最も多くなりました。



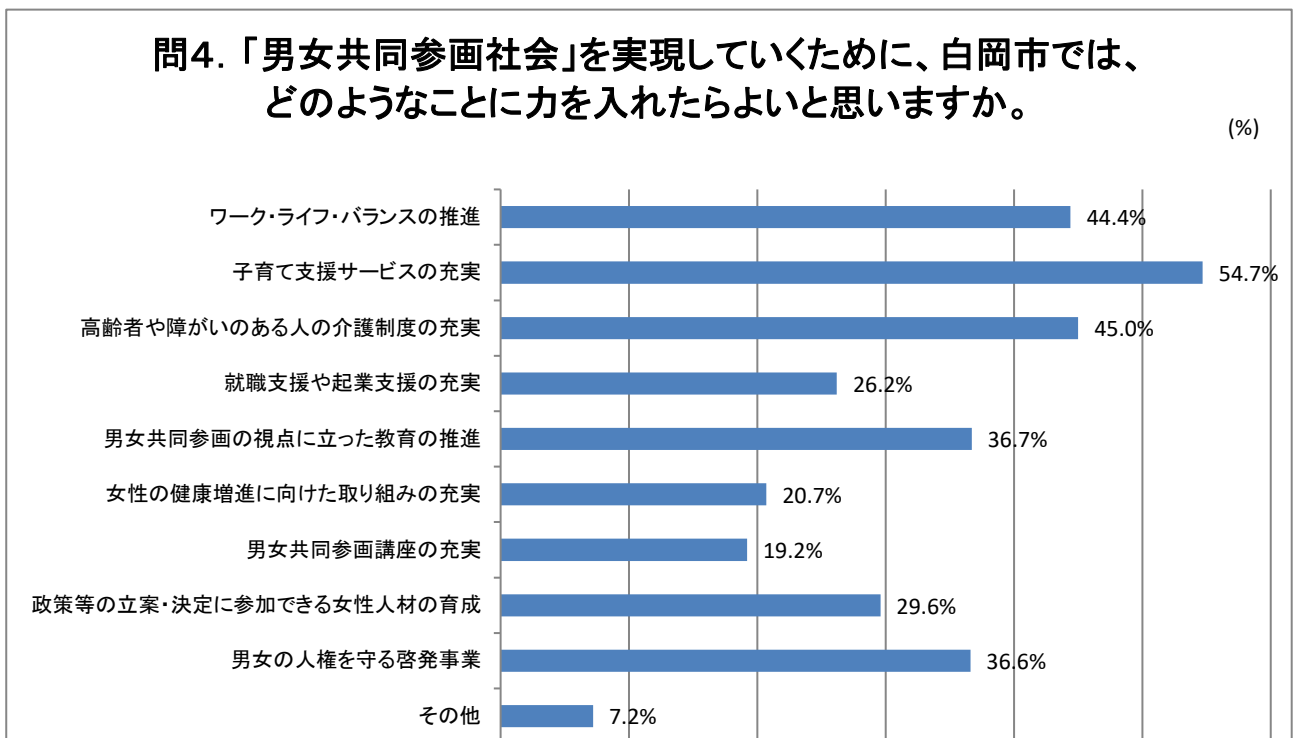
「⑨社会通念・習慣・しきたりなど」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が28.4%、女性が13.1%、性別無回答が24.1%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が24.3%、女性が52.9%、性別無回答が20.7%となり、女性の回答が最も多く、半数以上の女性が「平等になっていない」と回答しています。



「⑩社会全体」については、「平等になっている」と感じている割合は、男性が25.3%、女性が10.9%、性別無回答が10.3%となり、男性の回答が最も多くなっています。

一方、「平等になっていない」と感じている割合は、男性が31.8%、女性が50.6%、性別無回答が41.4%となり、女性の回答が最も多く、約半数の女性が「平等になっていない」と回答していますが、全体的にどの性別のかたも「平等になっていない」と感じている割合が高くなっています。



男女共同参画社会を実現していくために、市として力を入れたほうがよい取り組みについては、「子育て支援サービスの充実」と答えたかたが54.7%と一番多く、次いで「高齢者や障がいのある人の介護制度の充実」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男女の人権を守る啓発事業」、「男女共同参画の視点に立った教育の推進」という結果となりました。

第3章

プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

男女が互いにその人権を尊重し、認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、一人ひとりが輝いて生きることができる環境づくりが重要な目標となります。

白岡市では、総合振興計画において『ほっとスマイル しらおか 未来へつながるまち ～うるおいとやすらぎの生活未来都市～』（※後に第6次総振に更新）をまちづくりの将来像に掲げ、子どもから高齢者まで誰もが自己実現に向け元気に活動し、生きがいと豊かさを実感できるまちづくりを進めています。

また、これまで4次に渡る男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。社会の法制度が整備され、取り組みが進んでもなお「男性（女性）はこうあるべき」、「この仕事は男性（女性）向き」といった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行により、活動を制限される人や過度に負担を負わなければならない人がおり、一人ひとりの意識の改革や慣行の見直しが必要です。さらに、DVなどの暴力やハラスメントなど女性の人権を侵害する行為の根絶は喫緊の課題となっています。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「だれもが生きやすい社会の実現に向けて」と定めます。

だれもが 自分らしく輝けるまち しらおかをめざして

2 プランの体系

基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識づくり

主要課題1

男女共同参画及び多様性に関する意識啓発

《施策の方向性》

- (1)男女共同参画に関する意識啓発
- (2)多様性についての理解促進

主要課題2

人権尊重教育の推進

《施策の方向性》

- (1)男女共同参画の視点に立った教育の推進
- (2)家庭や地域における教育・学習機会の提供

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランス

主要課題1

家庭における男女共同参画の推進

《施策の方向性》

- (1)男性の家庭参画の促進
- (2)子育てサービスの充実
- (3)安心して暮らせる環境づくり

主要課題2

生涯を通じた健康づくり

《施策の方向性》

- (1)女性の健康管理の充実
- (2)ライフステージに沿った健康づくり

基本目標Ⅲ

一人ひとりが活躍できるまち

主要課題 1

男女がともに働きやすい環境づくり

《施策の方向性》

- (1)多様な働き方ができる環境づくり
- (2)女性のチャレンジ支援

主要課題 2

政策・方針決定の場への参画促進

《施策の方向性》

- (1)審議会委員等への女性の登用推進
- (2)地域・社会活動における男女共同参画の促進
- (3)防災等における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ

だれもが安心して暮らせるまち

主要課題 1

DVの根絶と被害者支援の充実

《施策の方向性》

- (1)DV防止の啓発と支援の充実

主要課題 2

あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

《施策の方向性》

- (1)子どもや高齢者に対する暴力根絶のための取組
- (2)セクシュアル・ハラスメントやストーーカー行為等の防止

基本目標Ⅴ

計画推進の体制づくり

主要課題 1

市民・事業者等との連携

《施策の方向性》

- (1)男女共同参画のための多様な活動の促進

主要課題 2

市の推進体制の充実

《施策の方向性》

- (1)市内の計画推進体制の充実
- (2)男女共同参画を推進するための条例の整備

3 プランの目標

(1) 基本目標

第5次男女共同参画プラン策定後の社会状況の変化やプランに基づく取り組みの成果や課題等を踏まえ、次の5つを基本目標に掲げ、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場において男女共同参画の理念が浸透し、誰もが生きやすい社会となるよう、取り組みを推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画の意識がすべての人に浸透することが重要です。女性だけでなく、男性だからという固定的な意識から仕事中心の生活が当然とされ、家事や子育て、介護にへの関わりが少ないなど、男性にとっても関係の深い課題です。

男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス

男女がともに社会の様々な活動に参画するために、これまで女性に偏りがちになっていた家事や子育て、介護などの役割に男性も積極的に関わり、負担をともに担うことが必要です。男性の積極的な参画を促すとともに、支援サービスや地域の支え合いの体制を充実し、社会全体で支えるしくみをつくる必要があります。

また、誰もが健康でいきいきと活動できるよう、市民の主体的な健康維持・管理及び支援体制の充実に努めます。

基本目標Ⅲ 一人ひとりが活躍できるまち

社会のあらゆる場で男女共同参画が進むには、政策・方針決定の場や、就労、地域活動など、様々な場に男女がともに参画し、その能力を発揮できるようにする必要があります。就労の場では、男性も女性もすべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍の支援に取り組みます。

また、庁内や事業者、地域の活動において、政策・方針決定の場に女性の参画が進むよう、働きかけを行います。

基本目標Ⅳ だれもが安心して暮らせるまち

男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を果たしていく「男女共同参画社会」を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解しあい、男性も女性も性別による差別的な扱いを受けることなく個人としての人権が尊重されることが必要です。

特に、配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める「男女共同参画社会」の形成を阻害するものであることから、配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に取り組めます。

基本目標Ⅴ 計画推進の体制づくり

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するため、市、市民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら取組を展開していきます。

(2) 成果目標

目標項目(計画・担当課等)	現状	目標	施策 No.
	調査時期	達成時期	
	数値	目標数値	
市の審議会等における女性委員の割合 (地域振興課)	令和3年度	令和7年度	26
	26.7%	30.0%	
市職員の管理職に占める女性の割合 (次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)	令和元年度	令和7年度	40
	13.2%	20.0%	
市男性職員の育児休業取得率(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)	令和元年度	令和7年度	12
	0%	20.0%	
1年間に健康診査を受けていない人の割合(健康増進計画)	平成30年度	令和6年度	19
	25.6%	20.0%	
1年間に何らかのがん検診を受けていない人の割合(健康増進計画)	平成30年度	令和6年度	19
	52.1%	40.0%	
地域や行政区の手伝い、ボランティア活動などに「よく参加している」と「参加している」の割合の合計(地域福祉計画)	令和元年度	令和7年度	27
	10.6%	30.0%	
地区の民生委員・児童委員を「知っている」という割合(地域福祉計画)	令和元年度	令和7年度	17
	54.5%	65.0%	
行政区(自治会)区長・区長代理に占める女性の割合(地域振興課)	令和3年度	令和7年度	39
	6.7%	10.0%	

4 プランの推進体制

本市の男女共同参画の施策を総合的かつ継続的に推進するため、次の項目に取り組みます。

* しらおか男女共同参画推進会議の開催

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
プランの年次報告書に示された施策の進捗状況の点検・評価を行います。

* 白岡市庁内女性政策推進会議の開催

男女共同参画に関する施策について、関係部課等相互の連絡調整及び総合的かつ効果的な対策を推進するため、必要な調査及び検討を行います。庁内組織による計画の着実な推進を図ります。また、職員の男女共同参画意識の醸成を図ります。

* 市民・事業者等との連携と協働

男女平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

* 国・県等関係機関との連携

男女共同参画の推進にあたり、国及び埼玉県、他の地方公共団体と連携し、情報交換などを行い、課題解決に取り組みます。

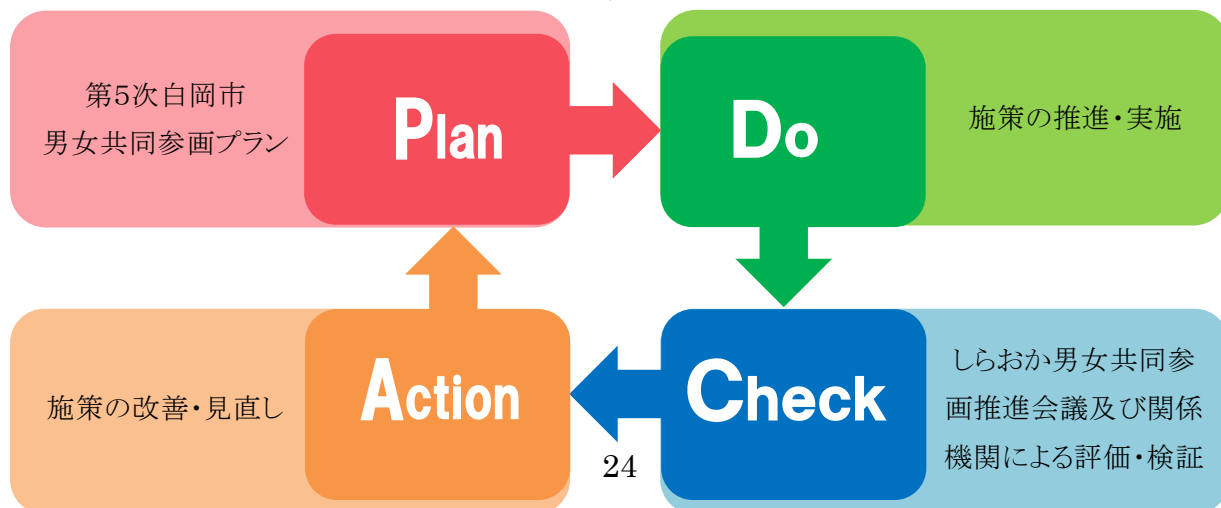
国の法整備や、埼玉県が広域的に実施すべき事項等については、国や埼玉県に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

* 計画の進行管理

施策の推進状況を年度ごとに確認し、公表します。PDCAサイクルの考え方に基づいて進行管理を行い、進捗状況の点検、評価を行います。

さらに、より具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

《PDCAサイクル》 計画→実行→評価→改善



第4章 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

主要課題 1 男女共同参画及び多様性に関する意識啓発

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、男女が固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。

令和3年度に実施した市民意識調査では、社会全体について「平等になっていない」と感じている割合が全ての性別において高く見られました。

固定的な性別役割分担は、若い世代を中心に改善しつつありますが、依然として、人々の意識や慣習などの中には男女の不平等感が残っていると考えられ、引き続き全ての世代を対象に、男女共同参画意識を持つことの重要性について啓発することが求められます。

また、男女という性別に捉われず、誰もが自分らしく暮らせる社会となるよう、性の多様性を理解し、尊重する意識を深める必要があります。

男女共同参画の意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開することが重要です。

施策の方向（1） 男女共同参画に関する意識啓発

人々の意識に根強く残る性別役割分担意識の改善に向けた啓発・情報提供を推進します。様々な機会、媒体を通じて男女共同参画の視点から情報を発信し、男女共同参画社会への理解促進を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する啓発の充実	啓発事業や市ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を実施します。	地域振興課 秘書広報課
2	男女共同参画の視点に立った広報等の充実	しらおか男女共生広報紙「ハーブティ」や市広報紙、などの各種媒体を通じ、多様性が浸透するよう表現に留意しつつ、情報提供を行います。	地域振興課 秘書広報課
3	男女共同参画に関する講座・講演会等の実施	男女共同参画意識の啓発、男女共同参画社会への理解を深めるための講座等を実施し、だれもが参加しやすい学習機会の提供に努めます。	地域振興課

施策の方向（2） 多様性についての理解促進

多様な生き方を認め合える社会にするために、性的マイノリティ（LGBTQなど）の理解を促進し、性の多様性に関する啓発を行います。

No.	施策名	事業内容	担当課
4	多様性の尊重	LGBTQを含む性の多様性や個性を、誰もが互いに理解・尊重し、認め合う社会を目指して、啓発活動の充実に努めます。	地域振興課

主要課題2 人権尊重教育の推進

現状と課題

人の意識や価値観は、家庭・学校・地域社会の中で成長に応じて形成されることから、人権意識や男女共同参画意識を育てるために教育の果たす役割は非常に大きいものがあります。

令和3年度に実施した市民意識調査の結果では、学校教育の場での男女の意識の平等感について「平等になっている」という回答が全質問項目の中で一番高く見られましたが、一方で「平等になっていない」という回答も12～15%程度見られました。

男女共同参画社会を実現するために家庭や学校、地域における学習機会などを通じて男女共同参画や人権に関する教育を続けていくことが重要です。

子どもたちが、それぞれの個性、能力を發揮しながら自立して生活し、社会の一員として役割を果たすために、主体的に自らの進路を選択することができるよう支援する指導が重要です。

施策の方向（1） 男女共同参画の視点に立った教育の推進

児童・生徒の人権意識を高め、男女の固定的イメージや性別役割分担意識を持つことなく、性別にとらわれない多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立った教育・指導を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課
5	男女共同参画の視点に立った教育の充実	男女共同参画に関する正しい理解を浸透させるため、児童・生徒が性別に捉われず個性を活かし、互いを尊重してともに学び合えるよう、学校などにおいて男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	教育指導課
6	人権尊重に基づいた性教育の充実	男女が互いの性を理解・尊重し、一人ひとりの人間を大切にすることを体得できるよう、心身の発達に応じた適切な性教育の充実を図ります。	教育指導課
7	教職員、保育士等への研修の充実	子どもや児童・生徒に大きな影響を持つ保育士や教職員の男女平等・人権意識をさらに高めるために、それぞれの場で研修や勉強会を通じて理解促進を図ります。	教育指導課 保育課

施策の方向（２） 家庭や地域における教育・学習機会の提供

家庭や社会において男女共同参画の視点をもった教育・学習が行われるよう、地域の人材を活用しながら、意識啓発・学習機会の提供等を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課
8	保護者・PTAへの意識啓発の促進	児童・生徒が性別にかかわらず自立した生き方ができるように、保護者に向けて社会的性別(ジェンダー)にとらわれない生き方・考え方の啓発を行います。また、地域の人材についても活用を図ります。	教育指導課
9	家庭教育学級等の促進	子育て家庭において、男女ともに性別にとらわれることなく自立することの重要性を理解して、家庭や地域で子育てを実践できるよう「地域の教育力」の向上を図ります。	いきいき教育課

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの取り組み

主要課題1 家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

家庭は、生活の最も基本的な場であり、社会を構成する基礎となります。家庭において男女がともに役割を担い、互いに支え合うことが男女共同参画社会の基本であり、豊かで活力ある社会をつくる上でも重要です。

令和3年度に実施した市民意識調査の結果では、家事・子育て・介護分野で「平等になっていない」と感じている割合は、女性が高く、いずれも男性の約2倍の数値となっています。

併せて、力を入れてほしい施策として「子育て支援サービスの充実」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「高齢者や障がいのある人の介護制度の充実」の割合が高く見られ、市民の関心の高さが伺えます。

市内では共働き家庭が増えており男女が共に家事や子育て、介護などを家族の一員として担っていくことが求められます。市では、男性が積極的に家事、子育て、介護等の家庭における役割を担うための情報提供や、きっかけとなる場の提供を推進していく必要があります。

また、誰もが健康でいきいきと活動できるよう、市民の主体的な健康維持・管理を促進するとともに、支援を必要とする人に的確に支援が届くよう支援体制の充実に努めることが重要です。

施策の方向（1） 男性の家庭参画の促進

男性が家事や子育て、介護など、家庭に参画しやすくするための啓発や、積極的な関わりのきっかけとなる場の提供を推進します。

No	施策名	事業内容	担当課
10	男性の家庭参画の推進	積極的な家庭参画を促す意識づくりや、実践的な学習の場となる講座を開催し、家庭参画に関する学習機会の充実を図ります。	学び支援課
11	男性の育児参加の促進	両親学級や休日の親子参加イベント等をとおして、男性の育児参加を促進します。	健康増進課 子育て支援課 学び支援課
12	男性の産休・育休の取得推進	育児休業・介護休業制度の普及定着に向けた市の率先行動として、市の男性職員が育児や介護に関わる機会を増やすことができるよう、多様な休暇制度の周知と職場環境の改善に取り組みます。	総務課

施策の方向（２） 子育てサービスの充実

待機児童の解消を図り、多様な育児ニーズに応えるための教育・保育サービスの充実に努め、子育てしやすい環境整備を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課
13	保育所、学童保育所等事業の充実	待機児童の解消、保育環境向上のため、保育所や学童保育所などの整備・充実に努めます。	保育課
14	子育てサービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業や訪問型子育て支援の実施など、安心して子育てができる環境整備の推進、サービスの充実に努めます。	子育て支援課
15	子育て支援の充実	子育ての悩みを気軽に相談できるよう各種相談を充実させ、利用促進を図ります。また、親子の情報交換や交流の場づくりを推進します。	子育て支援課 健康増進課
16	一時保育の実施	子育て家庭が、セミナーや相談事業に参加しやすいように、一時保育を実施します。	全庁

施策の方向（３） 安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障がい者やその家族介護者、経済的困難を抱える家庭等、様々な困難を抱える人に必要な支援を適切に行うため、関係機関と連携した支援を行います。

No.	施策名	事業内容	担当課
17	福祉・介護サービスの充実	全ての人々が地域でいきいきと生活ができるよう、福祉・介護サービスや相談対応の充実に努めます。 また、介護者への支援や交流の場などについて情報提供を行います。	高齢介護課 福祉課

主要課題２ 生涯を通じた健康づくり

現状と課題

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

心身の状況は、思春期、青年・成人期、壮年・老年期などライフサイクルを通じて変化しますが、女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、男性とは異なる健康上の問題に直面します。

女性特有のがんには「乳がん」や「子宮頸がん」があり、いずれも若い世代で罹患することが多く、早くから健康問題に関する意識づけが必要です。

一方で、生活習慣病や喫煙・飲酒が関係する疾病は男性に多くみられるなど、心身の健康には、生活面や社会的な関わりなども関係すると考えられています。

生涯にわたり健康で明るく豊かな生活を送るためには、何よりも普段の生活の中で

自らの健康状態を確認し、健（検）診の受診など主体的に健康の維持・管理を行うことが必要です。

また、変化が激しく複雑化した現代社会では、ストレスや不安感を抱える人が多くなっています。普段の生活で睡眠や休養に気を配り、心の健康の維持に留意する必要があることから、市民の取り組みを推進するとともに、専門の相談窓口の周知が必要です。

施策の方向（１） 女性の健康管理の充実

妊娠中の健康管理や母子の健康保持のために健康診査の確実な受診や健康相談、育児指導の活用を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課
18	妊娠・出産に関わる健康管理の充実	妊娠した女性や出産後の母子が健康を保持できるように、健康診査や健康相談、育児指導などライフステージや成長段階に応じて必要な母子保健事業等を充実します。	健康増進課

施策の方向（２） ライフステージに沿った健康づくり

市民の主体的な心身の健康づくりを推進するために、各種健診等の受診や健康相談等の活用、健康づくり事業や食育に関する情報提供を行います。

No.	施策名	事業内容	担当課
19	健康診査機会の拡充	市民の主体的な健康管理を推進するために、各種健診の受診についての周知・啓発や受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上を図ります。	健康増進課
20	相談事業の充実	利用しやすい健康・栄養相談の体制を整備し、関係機関と連携して健康の維持・増進を支援します。	健康増進課
21	健康に関する教育・啓発の充実	生涯にわたって健康に暮らせるよう、健康づくり、食育推進に関する学習や運動・スポーツの機会の提供や啓発活動を行います。	健康増進課 いきいき教育課 学び支援課

基本目標Ⅲ 一人ひとりが活躍できるまち

主要課題1 男女がともに働きやすい環境づくり

現状と課題

男女共同参画の推進は、家庭や地域と並んで就労の場における取り組みが重要です。少子高齢化、人口減少が進展する社会の中で、職業生活における女性の活躍が期待されており、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、国において「女性活躍推進法」が制定されました。令和元年には、女性活躍のさらなる推進や一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などを目的に同法の改正が行われるなどの取り組みも進められています。

しかし、女性を取り巻く就労環境については、依然として課題が多く残っており、妊娠・出産・子育て期における女性の労働力率低下や、女性の就業者に占める非正規雇用の割合の多さなどが挙げられます。

令和3年度に実施した市民意識調査の結果では、職業の場における男女の意識は「平等になっている」と回答した割合は男性が最も多かったことに対し、「平等になっていない」と回答した割合は女性が最も多くなりました。

働き方の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する取り組みを進めるとともに、一度退職した女性が再就職等チャレンジしやすい環境をつくる必要があります。

さらに、女性が経営上の意思決定に参画できるよう、就労環境改善への取組を一層推進することが必要です。

また、事業所においても、女性の管理職登用や働きやすい職場づくりを推進する必要があり、取り組みが進むよう、情報提供等を行う必要があります。

施策の方向（1） 多様な働き方ができる環境づくり

長時間労働の抑制、育児休暇・育児休業の取得等働き方の見直しや多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報・啓発活動を推進します。

また、良好な就労環境の実現と働く場における男女平等、女性の活躍の推進に向け、市民や事業所に対する啓発・相談体制の充実を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課
22	就労に関する支援	良好な就労環境で働くことができるよう、ハローワーク等の求人情報の提供を行います。また、相談体制の充実に努めます。	商工観光課
23	就労に関する法・制度の周知、啓発	勤労者及び事業主に対して、女性の参画や職業と家庭の両立に関する法・制度の周知や活用促進を、関係機関と協力して進めます。	商工観光課

施策の方向（２） 女性のチャレンジ支援

出産・子育てを機に退職した女性が自らの希望する働き方を実現できるよう、再就職等に関する様々な情報の提供や職業能力開発の支援を行います。

No.	施策名	事業内容	担当課
24	職業能力の開発と支援	技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、就職や再就職等を希望する女性に対して、職業能力開発のための支援を行います。	商工観光課
25	起業・再就職に関する支援	起業や再就職を希望する女性に対して、各種情報提供を行うとともに、関係機関と連携したセミナーを開催し、学習・相談機会の提供を行います。	商工観光課

主要課題２ 政策・方針決定の場への参画促進

現状と課題

男女共同参画を推進するためには、多様な人材を活用し、様々な立場の意見を取り入れることが重要であり、あらゆる分野に男女がともに参画する必要があります。

令和3年度に実施した市民意識調査の結果では、政策・方針決定の場である政治の場における男女の意識は「平等になっている」と回答した割合は男性が最も多かったことに対し、「平等になっていない」と回答した割合は女性が最も多く、半数以上の女性が「平等になっていない」と回答していました。

市では、委員会や審議会の委員の男女構成について配慮していますが、市の審議会等委員に占める女性の割合は、26.7%（令和3年4月）と依然として低い状況です。

さらに、庁内の管理職に占める女性の割合は13.2%（令和元年度）にとどまっており、「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」で令和7年度までに20%以上となるよう取り組みを進めています。

また、人々のニーズが多様化・複合化する中で、様々な地域の課題を解決するには、市民や地域団体、ボランティア団体、事業者、行政が相互に連携して取り組むことが必要です。

地域活動の場では、女性の参画率が高い一方で、代表者や主要な役職は男性が担う場合が多くみられることから、地域活動の方針決定の場においても男女共同参画の推進が求められます。

令和3年度に実施した市民意識調査の結果では、自治会等の地域活動の場における男女の意識は、男性が「平等になっている」という回答が「平等になっていない」という回答の2倍近くとなっていた事に対し、女性は「平等になっている」という回答と「平等になっていない」という回答がほぼ同数でした。

女性と男性、双方の視点がまちづくりに反映されるよう、地域活動等への男女共同参画を推進します。

防災対策の面では、東日本大震災や熊本地震、令和元年東日本台風など大規模災害の経験から、避難所等における男女のニーズの違いの把握や、防災に関する政策方針決定の場及び防災の現場における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要とされています。

施策の方向（１） 審議会委員等への女性の登用推進

市の政策方針決定の場への女性の参画を促進するため、庁内外への働きかけや人材情報の集約・活用促進により審議会等への女性委員の登用を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課
26	審議会等への女性の参画の促進	政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用を促進します。	地域振興課

施策の方向（２） 地域・社会活動における男女共同参画の促進

すべての人が地域社会に参画し、心豊かに生活できるよう、啓発活動や各種講座等を通じて、人材育成のための学習の機会の提供や、地域活動に積極的に参加できる支援・環境づくりを行います。

No.	施策名	事業内容	担当課
27	地域活動・生涯学習機会の提供	ペアーズアカデミー等を通じて多様な学習機会を提供し、女性の人材育成や地域活動参画を推進します。	地域振興課 学び支援課
28	国際社会への理解と交流の促進	男女共同参画に関する国際的な動向を知るとともに国際社会への理解を深めるため、外国人との交流の機会を確保します。また、国際交流活動団体の支援や市内の外国人への様々な支援を行います。	地域振興課

施策の方向（３） 防災等における男女共同参画の推進

防災や環境の分野における政策方針決定の場への女性の参画を拡大するとともに、防災用品の備蓄や災害時の避難所運営等において、女性のニーズに対応できる防災体制づくりを進めます。

No.	施策名	事業内容	担当課
29	防災分野における男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策・避難所運営・復興体制について意識啓発を行います。	安心安全課
30	防災分野における女性の参画拡大	防災や災害時の活動に女性が重要な役割を果たすことができるよう、防災訓練や防災リーダー養成講習会への女性の参画を促します。	安心安全課

基本目標Ⅳ だれもが安心して暮らせるまち

主要課題1 DVの根絶と被害者支援の充実

現状と課題

DV（配偶者等からの暴力）や性犯罪、ストーカーなどの暴力は相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える犯罪であり、決して許される行為ではありません。特に女性は、被害者になることが多く、その背景には、性別による固定的役割分担意識や経済力の格差などの社会構造や意識の問題があると考えられています。配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が制定され、近年DVという言葉は社会に浸透しつつありますが、その認識はいまだに十分ではありません。

DVは女性だけの問題ではなく、女性も男性も、被害者・加害者にならないよう暴力防止対策を推進する必要があります。

市で受け付けている配偶者等からの暴力に関する相談は、年度により増減はあるものの増加傾向にあり、令和2年度には88件となりました。

被害者が安心して相談に訪れ、必要な支援を受けることができるよう、被害者の置かれている状況に配慮し、適切な相談対応と生活の支援を行う必要があります。

施策の方向（1） DV防止の啓発と支援の充実

DVは、重大な人権侵害であり、許されるものではないという認識がすべての市民に浸透するよう、DVを防止するための広報・啓発の取り組みを強化するとともに、被害者に対するきめ細かな支援を関係機関と連携して進めます。

No.	施策名	事業内容	担当課
31	DV防止に向けた意識啓発	DVの防止に向けて、啓発事業や市広報紙、市ホームページ等の各種広報媒体を活用し、啓発活動を充実します。	地域振興課
32	DV相談窓口・支援の充実	相談及び支援体制の充実を図るとともに、被害者への相談窓口の周知を図ります。また、安心して相談できる環境づくりを進めます。	地域振興課 関係各課
33	関係機関との連携	DV被害者に対する支援を円滑に行うため、関係機関や関係課との情報共有と連携を図ります。	地域振興課 関係各課

主要課題2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

現状と課題

暴力は個人の問題にとどまらず、犯罪を含む重大な人権侵害行為であり、その対象、性別、間柄、公的、私的領域を問わず決して許されるべきことではありません。

また、嫌がらせ行為の多くは、個人によって認識が異なり、加害者がそれを認識していない場合も多くあります。様々な場で起こりうるハラスメント行為について正しく理解し、防止するための取り組みが必要です。

ストーカー行為については、執拗で凶悪な事件が発生していることから「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正により、取り組みの強化が進んでいます。

市民が安心して暮らせるよう、市においても防止対策や被害者の相談体制の充実を推進する必要があります。

施策の方向（１） 子どもや高齢者に対する暴力根絶のための取組

子どもや高齢者など立場の弱い人への暴力を根絶するため、暴力防止と早期発見、適切な対応に向けた取り組みを推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課
34	子どもへの虐待防止対策の推進	虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携、支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止について広報・啓発活動を行います。	子育て支援課
35	高齢者への虐待防止対策の推進	地域包括支援センターを中心に地域との連携を図り、高齢者虐待防止の啓発に取り組んでいきます。	高齢介護課

施策の方向（２） セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の防止

様々なハラスメント行為やストーカー行為等の防止に向け、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課
36	ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる形の嫌がらせ行為防止のための意識啓発を行います。また、相談体制の充実に努めます。	地域振興課 総務課

基本目標Ⅴ 計画推進の体制づくり

主要課題1 市民・事業者等との連携

現状と課題

男女共同参画に関わる取組は多岐にわたることから、行政機関だけで推進していくことは困難であり、その実効性を高めるためには、市民・事業者等と連携して取り組むことが重要です。

そのため、市民・事業者等に対し、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を積極的に行い、様々な場面で男女共同参画社会の実現に向けた取組が広がるよう努めていく必要があります。また、市民・事業者等・市がそれぞれの役割のもと、連携・協働する体制づくりなどを進め、より効果的に男女共同参画を推進することが求められます。計画の着実な推進に向けては、しらおか男女共同参画推進会議において、計画に基づく施策の評価や分析を行います。市民・事業者等の様々な視点からの意見を反映することで計画の実効性を高めながら、進行管理を行う必要があります。

施策の方向（1） 男女共同参画のための多様な活動の促進

男女共同参画社会の実現に向けて、住民、事業所、団体等の主体的な取り組みを促し、連携と協働を推進していきます。また、「しらおか男女共同参画推進会議」を中心に計画の着実な推進を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課
37	しらおか男女共同参画推進会議の開催	知識経験者、団体推薦、公募の住民等によって構成される推進会議で計画の進捗状況を点検し、施策に対する提言を行います。	地域振興課
38	地域の市民活動団体等への支援	市民、事業所、団体等との連携や支援を行い、市民と市が協働して男女共同参画の推進を図ります。	地域振興課

主要課題2 市の推進体制の充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、本計画の進捗状況を確認しながら、実効性のある施策を推進することが重要です。

今後も引き続き、「女性政策庁内推進会議」の活動等により、庁内の各部署が男女共同参画の視点を持って施策を推進するとともに、計画の着実な進行管理を行うため、施策の実施状況の評価方法等について検討しながら、推進体制を充実させていくことが求められます。

また、男女共同参画の推進には、市の施策だけでなく、市民、事業者等の積極的な取組が必要であることから、市全体の取組姿勢をより明確化するとともに、計画の実効性を高めるため、男女共同参画を推進するための条例の整備が必要です。

施策の方向（１） 庁内の計画推進体制の充実

男女共同参画に関する職員の意識を高めるための啓発や研修等を行うとともに、管理職への女性の登用促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課
39	女性政策庁内推進会議	プランの推進状況の把握や研修会等を実施し、全庁的に男女共同参画の推進を図ります。	地域振興課
40	女性職員の管理職等への登用促進	庁内における方針決定過程への女性の参画を推進するため、昇任試験の受験奨励のための環境整備やプロジェクトチーム等への女性の登用を進めます。	総務課
41	男女共同参画を推進するための職員研修の充実	職員が男女平等の視点で職務を遂行できるよう、研修の充実と講座等の情報提供など参加の促進を行います。	総務課 地域振興課
42	次世代育成支援特定事業主行動計画・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	職員自らが男女ともに育児休業や部分休業取得、年次有給休暇取得率の向上によりワーク・ライフ・バランスを実践し、より多くの女性職員が政策・意思決定過程に参画できるよう全庁的な支援体制や職場環境整備を推進します。	総務課 地域振興課

施策の方向（２） 男女共同参画を推進するための条例の整備

男女共同参画の推進には、市の施策だけでなく、市民、事業者等の積極的な取り組みが必要であることから、その拠り所として条例の制定に向けた検討を進めます。

No.	施策名	事業内容	担当課
43	男女共同参画推進条例の検討	男女共同参画社会の実現に向けて、市全体の取り組みの姿勢をより明確にするとともにプランの実効性を高めるため、男女共同参画推進条例制定に向けて検討を進めます。	地域振興課

資料編

1 男女共同参画をめぐる動き～プラン策定の背景～

本計画策定の背景として、国内外における男女共同参画社会の実現に向けた取組の歴史などを示します。

(1) 世界の主な動き

- ◇昭和50年、性差別撤廃に向けた世界的な取組を進めるため、この年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで開催された「第1回世界女性会議」にて、「平等、開発、平和」を目標としたガイドライン「世界行動計画」が採択されました。
- ◇昭和51年から昭和60年までの10年間は「国連婦人の十年」とされ、女性の地位向上に向けた世界的な活動がスタートしました。
- ◇昭和54年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。
- ◇昭和60年に世界会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、平成7年に北京で開かれた「第4回世界女性会議」において、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。これは、女性のエンパワーメントや、女性に対する暴力の根絶について言及されたもので、行動綱領には、平成12年までの5年間に優先的に取り組むべき12の重大問題領域(貧困、教育と訓練、健康、暴力など)が定められ、具体的な戦略目標が示されました。
- ◇平成12年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、行動綱領の検証と更なる戦略が討議され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。その後も5年の節目ごとに、これまでの取組状況の見直しやフォローアップを行い、社会情勢の変化に対応しながら継続的な取組が行われています。
- ◇平成24年に開催された第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験を踏まえ、より女性に配慮した災害への取組を促進するために我が国が提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。
- ◇平成27年に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、17の持続可能な開発目標(SDGs)のひとつに「目標5:ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられ、現在では世界が一致して取り組むべき重要課題として位置づけられています。

(2) 国の主な動き

- ◇昭和50年の「国連婦人年」を契機とした世界的な動きの中、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの法律や制度の整備が図られ、昭和60年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。
- ◇平成6年には、総理府(現内閣府)に「男女共同参画室」を新設するとともに、

「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画審議会」を設置しました。

- ◇平成8年には「北京女性会議」で採択された「行動綱領」等を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- ◇平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ◇平成13年には、内閣府に「男女共同参画局」と「男女共同参画会議」が設置され、さらなる体制の強化が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立し、平成14年4月から全面施行となりました。
その後、平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も法律の適用対象となりました。令和元年の改正では、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所、保護の対象として被害者の同伴家族が含まれることが明文化されました。
- ◇平成15年には、子どもたちの健やかな誕生と育成環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等の取組が進められています。
- ◇平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、長時間勤務や、転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等の変革、女性活躍推進法の着実な施行等により女性の採用、登用推進のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組、地域における推進体制の強化などが進められてきました。
- ◇平成28年には、「女性活躍推進法」が完全施行され、国、地方公共団体及び事業主の責務が明らかにされるとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等に関する規定が明記されました。
- ◇女性の活躍推進については、平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたほか、内閣府の「女性活躍加速のための重点方針2019」において、重点的に取り組むべき事項が示され、令和元年には、女性活躍のさらなる推進や一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などを目的に同法の改正が行われました。
- ◇令和2年12月には「女性の参画拡大」や「2030年代には指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指すこと」などを強調した「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 埼玉県の主な動き

- ◇昭和50年、国際婦人年以降の国内外の動向や県の状況を踏まえ、昭和55年に埼玉県の第一次行動計画にあたる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。
- ◇昭和61年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定されました。
- ◇平成7年には、「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。
- ◇平成12年に「彩の国国際フォーラム2000」が開催され、女性の国際的な連携を

考える契機とし、同年4月には全国に先駆けて、「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行されました。

- ◇平成14年2月には「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく基本計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定され、男女共同参画社会づくりのための拠点として「埼玉県男女共同参画推進センター(WithYou さいたま)」が開設されました。
- ◇平成16年のDV防止法の一部改正を受け、平成18年に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、その後、平成21年にDV防止法の一部改正を受け、第2次の基本計画が策定されました。
- ◇平成24年7月には「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定され、平成29年3月には第3次となる基本計画、平成29年には第4次の基本計画が策定されています。

(4) 白岡市の主な動き

- ◇平成7年から、女性問題に係る事務を企画財政課で所管し、平成8年には「男女平等意識調査」を実施して、住民ニーズの把握に努めました。
その結果を踏まえて、男女共同参画プラン策定に向け、町民の方々による「しらおか男女共生懇話会」と町職員による「女性政策庁内推進会議」を設置しました。
- ◇平成10年に、「第1次白岡町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策の積極的な展開を図りました。
- ◇同年、男女共同参画意識の啓発・情報提供のために「しらおか男女共生広報紙『ハーブティ』」を創刊しました。『ハーブティ』は現在も市民編集委員による勢作・発行を行っています。
- ◇平成14年に「男女平等意識調査」を実施し、その結果を踏まえて、平成16年には、基本目標に「男女の人権を守る体制づくり」を新たに加えた「第2次白岡町男女共同参画プラン」を策定しました。
- ◇平成21年には、女性がDVなどの悩みを安心して相談できる相談窓口として「女性の相談室」を開設しました。
- ◇平成23年に「メディア・リテラシーの育成」や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発・推進」等を新たに盛り込んだ「第3次白岡町男女共同参画プラン」を策定しました。
- ◇平成28年には平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が成立したことから、同法の規程に基づき、白岡市長、白岡市農業委員会、白岡市議会市議長及び白岡市教育委員会が連名で「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(平成28年度～平成32年度)」を策定しました。
- ◇平成29年には性的少数者に対する理解促進や、女性の参画を中心とした市政施行後初めての基本計画となる「第4次白岡市男女共同参画プラン」を策定しました。

男女共同参画に向けた施策の国内外の動き

年次	世界	国	埼玉県	白岡市
1975年 (昭和50年)	◇国際婦人年 ◇国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ◇「女性の地位向上の ための世界行動計画」 採択	◇総理府に「婦人問 題企画推進本部」、 「婦人問題担当室」 設置 ◇「女子教職員等育 児休業法」公布		
1976年 (昭和51年)	◇「国連婦人の十年」始 まる(~1985年)	◇民法一部改正(離 婚後の氏を選択自 由化)	◇生活福祉部 婦人児童課に 婦人問題担当 配置	
1977年 (昭和52年)		◇「国内行動計画」策 定 ◇国立婦人教育会 館会館(埼玉県嵐山 町)	◇企画財政部 に婦人問題企 画室設置	
1978年 (昭和53年)			◇第1回埼玉県 婦人問題協議 会開催	
1979年 (昭和54年)	◇・第34回国連総会 「女子に対するあらゆる 差別の撤廃に関する条 約(女子差別撤廃条約)」 採択		◇婦人問題企 画室が県民部 へ組織改正	
1980年 (昭和55年)	◇「国連婦人の十年」中 間年第回世界会議(コペ ンハーゲン)開催 ◇「国連婦人の十年後 半期行動プログラム」採 択	◇民法一部改正(配 偶者の法定相続分 1/3 から 1/2 に) ◇「女子差別撤廃条 約」署名	◇「婦人の地位 向上に関する埼 玉県計画」策定 ◇婦人問題企 画室を婦人対 策課へ組織改 正 ◇婦人関係行 政推進会議設 置	

1981年 (昭和56年)	◇「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約)」採択	◇「国内行動計画後期重点目標」策定 ◇母子福祉法改正		
1984年 (昭和59年)		◇「国籍法」及び「戸籍法」一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ)	◇「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
1985年 (昭和60年)	◇「国連婦人の十年」最終年第3回世界会議(ナイロビ)開催 ◇「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◇「女子差別撤廃条約」批准 ◇「男女雇用機会均等法」公布		
1986年 (昭和61年)		◇婦人問題企画推進有識者会議設置	◇「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987年 (昭和62年)		◇「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	◇婦人対策課を婦人行政課に名称変更	
1988年 (昭和63年)		◇「労働基準法」の一部改正(労働時間の短縮)		
1989年 (平成元年)	◇国連総会で「児童の権利に関する条約」採択	◇法例一部改正(婚姻、親族関係等についての男性優先既定の改正等)		
1990年 (平成2年)	◇「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		◇「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ◇(財)埼玉県県民活動総合センター開館(伊奈町)	

1991年 (平成3年)		◇「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定	◇婦人行政課を女性政策課に名称変更	
1992年 (平成4年)		◇「育児休業法」施行 ◇初の婦人問題担当大臣設置		
1993年 (平成5年)	◇国連婦人の地位向上委員会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択 ◇国連世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択	◇中学校での家庭科の男女必修完全実施 ◇「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行		
1994年 (平成6年)	◇国際家族年 ◇「ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択 ◇国際人口・開発会議(カイロ)開催(リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画採択)	◇「児童の権利に関する条約」批准 ◇高等学校での家庭科の男女必修実施 ◇「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	◇第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択)	◇「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ◇ILO156 号条約批准	◇「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	◇企画財政課に女性行政担当窓口を設置
1996年 (平成8年)	◇第 15 回女子差別撤廃委員会(ニューヨーク)開催 ◇第 83 回 ILO 総会で「家内労働に関する条約及び勧告」採択	◇男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足 ◇「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ◇男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ◇「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ)	◇世界女性みらい会議開催「埼玉宣言」採択	◇「男女平等意識調査」実施(8~9月)

<p>1997年 (平成9年)</p>		<p>◇「男女雇用機会均等法」改正 ◇「男女共同参画審議会」設置 ◇「介護保険法」公布 ◇「労働基準法」改正(女性の時間外、休日労働、深夜業規制の解消等) ◇「育児・介護休業法」改正(労働者の深夜業制限の制度創設)</p>		
<p>1998年 (平成10年)</p>				<p>◇「第1次白岡町男女共同参画プラン」策定 ◇政策課に女性政策担当設置 ◇「しらおか男女共同参画推進会議」「しらおか男女共生広報紙編集委員会」設置 ◇しらおか男女共生広報紙「ハーブティ」創刊</p>
<p>1999年 (平成11年)</p>	<p>◇「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択</p>	<p>◇「男女平等参画社会基本法」施行 ◇「改正男女雇用機会均等法」施行 ◇「改正労働基準法」施行 ◇「育児・介護休業法」全面施行</p>		<p>◇女性人材リストの作成</p>

<p>2000年 (平成12年)</p>	<p>◇国連特別総会「女性2000年会議」(21世紀に向けての男女平等・開発・平和)(ニューヨーク)開催(「政治宣言」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択)</p>	<p>◇「男女共同参画基本計画」策定 ◇「男女共同参画週間」実施決定 ◇「ストーカー行為等規制法」成立 ◇男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</p>	<p>◇「埼玉県男女共同参画推進条例」施行</p>	
<p>2001年 (平成13年)</p>		<p>◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ◇内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ◇「女性に対する暴力をなくす運動」実施決定</p>	<p>◇女性政策課を男女共同参画課に名称変更 ◇男女共同参画課に「ドメスティック・バイオレンス担当グループ」設置</p>	<p>◇政策課人権担当に女性政策を移管</p>
<p>2002年 (平成14年)</p>			<p>◇「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ◇「埼玉県男女共同参画推進センター(WithYouさいたま)」開設</p>	<p>◇広聴広報課人権担当に女性政策を移管 ◇小中学校にて、日常的に使用する名簿について、男女混合名簿の導入 ◇「男女平等意識調査」実施</p>
<p>2003年 (平成15年)</p>	<p>◇国連女子差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」</p>	<p>◇男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援の推進について」 ◇「次世代育成支援対策推進法」施行 ◇「少子化社会対策基本法」成立</p>		<p>◇白岡町職員のセクシュアル・ハラメントの防止等に関する規程の制定</p>

<p>2004年 (平成16年)</p>		<p>◇男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本の方針」策定 ◇「性同一性障害者特例法」施行</p>		<p>◇「第2次白岡町男女共同参画プラン」策定</p>
<p>2005年 (平成17年)</p>	<p>◇第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)開催</p>	<p>◇「育児・介護休業法」一部改正 ◇「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ◇「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</p>		
<p>2006年 (平成18年)</p>	<p>◇第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)(「東京閣僚共同コミュニケ」採択)</p>	<p>◇「男女雇用機会均等法」改正</p>	<p>◇「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定</p>	<p>◇町民活動推進課人権担当に女性政策を移管</p>
<p>2007年 (平成19年)</p>	<p>◇第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)(「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択)</p>	<p>◇「パートタイム労働法」一部改正 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◇「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</p>	<p>◇「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の見直し</p>	<p>◇「第2次白岡町男女共同参画プラン」中間見直し実施</p>

2008年 (平成20年)	◇第52回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択)	◇仕事と生活の調和元年	◇女性キャリアセンター開設	◇「しらおか男女共生セミナー・参画ステップアップ講座実行委員会」設置
2009年 (平成21年)	◇第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル)(「ソウル閣僚共同コミュニケ」採択) ◇第53回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)開催(「HIV/エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」採択) ◇国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ◇第1回女性に関するASEAN+3会合	◇「育児・介護休業法」一部改正	◇「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	◇女性の相談室開設
2010年 (平成22年)	◇第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」(ニューヨーク)開催(「北京宣言及び行動要領」「女性2000年会議成果文書」「第4回世界女性会議10周年の婦人の地位委員会の宣言」の再確認の採択)	◇「第3次男女共同参画基本計画」策定		◇政策財政課人権担当に女性政策を移管
2011年 (平成23年)	◇UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 ◇国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント、委			◇「第3次白岡町男女共同参画プラン」策定

	員会のコメント			
2012年 (平成24年)			◇「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定 ◇「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ◇産業労働部にウーマノミクス課設置	
2013年 (平成25年)		◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
2014年 (平成26年)	◇第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			◇市民協働課から地域振興課に名称変更
2015年 (平成27年)	◇国連サミットで持続可能な開発のため(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる) ◇第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク)開催	◇「女性活躍推進法」施行 ◇「第4次男女共同参画基本計画」策定		
2016年 (平成28年)	◇第60回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク) ◇国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8回報告に対する最終見解	◇男女雇用機会均等法改正 ◇育児・介護休業法改正		◇「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(平成28年度～平成32年度)」策定

2017年 (平成29年)			◇「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ◇「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	◇「第4次白岡市男女共同参画プラン」策定
2018年 (平成30年)		◇「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		
2019年 (令和元年)	◇国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の、「北京+25に関するアジア太平洋閣僚会合」が開催	◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ◇「労働施策総合推進法」改正		
2020年 (令和2年)	◇第64回国連女性の地位委員会(CSW)「北京+25」会議	◇育児・介護休業法改正 ◇「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 ◇内閣府に「男女間暴力対策課」を設置 ◇「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021年 (令和3年)			◇ウーマノミクス課を人材活躍支援課と多様な働き方推進課に再編	◇「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(令和3年度～令和7

				年度)」策定 ◇「男女共同参画に関する市民意識調査」実施(4～5月) ◇「第5次白岡市男女共同参画プラン」策定
--	--	--	--	---

2 プラン策定の経過

年月	議題等
令和3年 4月28日(水)～ 5月31日(月)	「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
5月31日(月)	第1回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議及び研修会 (1)研修会「男女共同参画基礎講座」 (2)第5次白岡市男女共同参画プランの策定について
7月16日(金)	第2回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議 (1)しらおか男女共同参画推進会議副会長の互選について (2)第5次男女共同参画基本計画(国)の内容について (3)男女共同参画に関する市民アンケートの結果について (4)「第5次白岡市男女共同参画プラン」(素案)作成のための意見交換(グループワーク)
9月29日(水)	第3回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議 (1)第5次白岡市男女共同参画プラン素案について
10月	第4回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議(書面開催)
11月	第5回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議 第6回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議(書面開催)
12月1日(水)～ 24日(金)	パブリックコメント実施

3 しらおか男女共同参画推進会議設置要綱・委員名簿

平成 10 年 5 月 26 日

告示第 77 号

(設置)

第 1 条 女性の地位向上及び社会参画への基盤体制の充実を推進し、男女共同参画社会への実現を図るため、しらおか男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) しらおか男女共同参画プランの推進に関する事。
- (2) 女性の地位向上、社会参画に係る調査研究に関する事。
- (3) 女性の地位向上、社会参画が容易にできる基盤整備の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関する事。

(委員)

第 3 条 推進会議は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席要請)

第7条 推進会議は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることを市長に要請することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部市民協働課地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 [この告示](#)に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 [この告示](#)は、平成10年5月26日から施行する。

2 しらおか男女共生懇話会設置要綱(平成8年白岡町告示第32号)は、廃止する。

附 則(平成14年3月26日告示第83号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日告示第52号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月13日告示第134号)

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日告示第41号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第82号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 142 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

しらおか男女共同参画推進会議委員名簿

【任期：令和 2 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日】

氏 名	所 属 等	備 考
石原 富子	市議会議員	会長
黒須 琢也	人権擁護委員	
小野寺 晴美	人権擁護委員	副会長
石塚 敏雄	市内小中学校校長経験者	
江野本 啓子	一般社団法人 女性相談ネット埼玉	
古澤 明美	商工会女性部	
山崎 フミエ	転作大豆加工部会	
鈴木 きよ子	母子愛育会	
高橋 タマ	民生委員・児童委員協議会	
上田 三千代	スポーツ推進委員連絡協議会	
笠井 朋子	公募	
西村 恵子	公募	

令和3年3月31日まで

石動 祐司（スポーツ推進委員連絡協議会）

令和3年6月30日まで

金子 稔（人権擁護委員）

4 白岡市女性政策庁内推進会議設置要綱・委員名簿

平成8年6月5日

訓令第5号

(設置)

第1条 本市における女性の地位向上及び男女共同参画社会確立に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、白岡市女性政策庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 女性施策の総合的企画及び推進に関すること。
- (2) 女性施策の調査研究に関すること。
- (3) 女性施策の連絡調整に関すること。
- (4) その他女性施策の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市民生活部長の職にある者を、副会長は市民生活部地域振興課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、[次の表](#)に掲げる課に所属する課長補佐、課長補佐相当職、主幹、主査の職にある者の中から市長が任命する。

総合政策部企画政策課 総合政策部秘書広報課 同部総務課 同部安心安全課 市民生活部商工観光課 健康福祉部福祉課 同部子育て支援課 同部子育て支援課 同部保育課 同部高齢介護課 同部健康増進課 教育部教育指導課 同部生涯学習課 学校教育部教育指導課 生涯学習部学び支援課 同部いきいき教育課

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(専門部会の設置)

第6条 推進会議に、特定事項について調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が選任する職員をもって組織し、当該部会員は市長が任命する。

3 専門部会に部会長及び副部会長1名を置き、部会員の互選により定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(その他)

第8条 [この訓令](#)に定めるもののほか、推進会議及び専門部会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

[この訓令](#)は、平成8年6月7日から施行する。

附 則(平成9年5月9日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月26日訓令第6号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月17日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月25日訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日訓令第3号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 10 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 8 日訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

白岡市女性政策庁内推進会議委員名簿

【令和3年4月1日現在】

氏 名	所属等	職 名
篠塚 淳	市民生活部	部 長
嶋崎 徹	地域振興課	課 長
金子 八絵	秘書広報課	主 幹
金子 寛之	総務課	主 幹
腰塚 武朗	安心安全課	主 査
関根 香枝	商工観光課	主 査
木村 真由美	福祉課	主 査
高澤 利光	保育課	主 幹
鈴木 陽子	子育て支援課	主 査
米田 澄恵	高齢介護課	主 査
鬼久保 智子	健康増進課	主 査
石島 隆志	教育指導課	指導主事
杉山 和徳	学び支援課	主 査
鈴木 周作	いきいき教育課	主 幹

5 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 [前号](#)に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、[第三条](#)から[前条](#)までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、[前項](#)の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 [前号](#)に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、[前項](#)の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 [前二項](#)の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 [前号](#)に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、[第十三条第三項](#)に規定する事項を処理すること。

二 [前号](#)に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 [前二号](#)に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 [前項第二号](#)の議員の数は、[同項](#)に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 [第一項第二号](#)の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、[同号](#)に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 [第一項第二号](#)の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 [前条第一項第二号](#)の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 [前条第一項第二号](#)の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、[前項](#)に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 [前条](#)の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、[第二十一条第一項](#)の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、[第二十三条第一項](#)の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、[同条第二項](#)の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、[第二十四条第一項](#)の規定により審議会の会長として定められ、又は[同条第三項](#)の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、[男女共同参画社会基本法\(平成十一年法律第七十八号\)](#)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢

化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、[前条](#)に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則([次条](#)及び[第五条第一項](#)において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 [前三号](#)に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、[前項](#)の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 [前二項](#)の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画([次項](#)において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、[次条第一項](#)に規定する一般事業主行動計画及び[第十九条第一項](#)に規定する特定事業主行動計画([次項](#)において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 [第一項](#)に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、[前項第二号](#)の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 [第一項](#)に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 [第一項](#)に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 [第一項](#)に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 [第三項](#)の規定は[前項](#)に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、[第四項](#)から[第六項](#)までの規定は[前項](#)に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、[前条第一項](#)又は[第七項](#)の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 [前条](#)の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの([次項](#)及び[第十四条第一項](#)において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、[前項](#)の規定による場合を除くほか、商品等に[同項](#)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第九条](#)の認定を取り消すことができる。

- 一 [第九条](#)に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により[第九条](#)の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、[雇用の分野における男女の均等な機](#)

[会及び待遇の確保等に関する法律\(昭和四十七年法律第百十三号\)第十三条の二](#)に規定する業務を担当する者及び[育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律\(平成三年法律第七十六号\)第二十九条](#)に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 [前条](#)の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、[第八条第一項](#)及び[第七項](#)の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 [第十条第二項](#)の規定は、[前項](#)の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第十二条](#)の認定を取り消すことができる。

一 [第十一条](#)の規定により[第九条](#)の認定を取り消すとき。

二 [第十二条](#)に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 [第十三条第二項](#)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 [前号](#)に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により[第十二条](#)の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、[職業安定法\(昭和二十二年法律第四百一十一号\)第三十六条第一項](#)及び[第三項](#)の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、[同項](#)の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、[第一項](#)に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 [職業安定法第三十七条第二項](#)の規定は前項の規定による届出があった場合について、[同法第五条の三第一項](#)及び[第四項](#)、[第五条の四](#)、[第三十九条](#)、[第四十一条第二項](#)、[第四十二条第一項](#)、[第四十二条の二](#)、[第四十八条の三第一項](#)、[第四十八条の四](#)、[第五十条第一項](#)及び[第二項](#)並びに[第五十一条](#)の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、[同法第四十条](#)の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、[同法第五十条第三項](#)及び[第四項](#)の規定はこの項において準用する[同条第二項](#)に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、[同法第三十七条第二項](#)中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、[同法第四十一条第二項](#)中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 [職業安定法第三十六条第二項](#)及び[第四十二条の三](#)の規定の適用については、[同法第三十六条第二項](#)中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、[同法第四十二条の三](#)中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、[第二項](#)の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、[前条第四項](#)の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、[第八条第一項](#)若しくは[第七項](#)の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、[前項第二号](#)の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 [第八条第一項](#)に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 [第八条第七項](#)に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する[前項各号](#)に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、[前項](#)の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、[前項](#)に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 [前項](#)の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主([次項](#)において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二條繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、[第二十二條第一項](#)の規定により国が講ずる措置及び[同條第二項](#)の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において[第二十二條第三項](#)の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び[前二項](#)の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三條繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四條繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 [前二条](#)に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、[第八条第一項](#)に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である[同条第七項](#)に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、[第二十条第一項](#)の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした[第八条第一項](#)に規定する一般事業主又は[第二十条第二項](#)に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である[第八条第七項](#)に規定する一般事業主に対し、[前条](#)の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 [第八条](#)、[第九条](#)、[第十一条](#)、[第十二条](#)、[第十五条](#)、[第十六条](#)、[第三十条](#)及び[前条](#)に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 [第十六条第五項](#)において準用する[職業安定法第四十一条第二項](#)の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 [第二十二條第四項](#)の規定に違反して秘密を漏らした者

二 [第二十八條](#)の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十條繰下・一部改正)

第三十六条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 [第十六條第四項](#)の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 [第十六條第五項](#)において準用する[職業安定法第三十七條第二項](#)の規定による指示に従わなかった者

三 [第十六條第五項](#)において準用する[職業安定法第三十九條](#)又は[第四十條](#)の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一條繰下・一部改正)

第三十七條 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 [第十條第二項](#)([第十四條第二項](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 [第十六條第五項](#)において準用する[職業安定法第五十條第一項](#)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 [第十六條第五項](#)において準用する[職業安定法第五十條第二項](#)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 [第十六條第五項](#)において準用する[職業安定法第五十一條第一項](#)の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二條繰下・一部改正)

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[第三十四條](#)、[第三十六條](#)又は[前條](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三條繰下・一部改正)

第三十九條 [第三十條](#)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四條繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、[第三章\(第七条を除く。\)](#)、[第五章\(第二十八条を除く。\)](#)及び[第六章\(第三十条を除く。\)](#)の規定並びに[附則第五条](#)の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 [第二十二條第三項](#)の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、[同條第四項](#)の規定([同項](#)に係る罰則を含む。)は、[前項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、[第二十八條](#)の規定([同條](#)に係る罰則を含む。)は、[第一項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、[第一項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 [前條第二項](#)から[第四項](#)までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び[第二十八条の二](#)において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び[次条第五項](#)において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに[次条第一項](#)及び[第三項](#)において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、[次条第一項](#)の都道府県基本計画及び[同条第三項](#)の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。[次号](#)、[第六号](#)、[第五条](#)、[第八条の三](#)及び[第九条](#)において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 [第四章](#)に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 [前項第三号](#)の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 [刑法\(明治四十年法律第四十五号\)](#)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、[前二項](#)の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、[第三条第三項](#)の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、[警察法\(昭和二十九年法律第百六十二号\)](#)、[警察官職務執行法\(昭和二十三年法律第百三十六号\)](#)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。[第十五条第三項](#)において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 [社会福祉法\(昭和二十六年法律第四十五号\)](#)に定める福祉に関する事務所([次条](#)において「福祉事務所」という。)は、[生活保護法\(昭和二十五年法律第百四十四号\)](#)、[児童福祉法\(昭和二十二年法律第百六十四号\)](#)、[母子及び父子並びに寡婦福祉法\(昭和三十九年法律第百二十九号\)](#)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 [前条](#)の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。[第十二条第一項第二号](#)において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。[同号](#)において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、[同項第三号](#)及び[第四号](#)並びに[第十八条第一項](#)において同じ。)に対し、[次の各号](#)に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、[第二号](#)に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 [前項本文](#)に規定する場合において、[同項第一号](#)の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられること

を防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、[同号](#)の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して[次の各号](#)に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゆう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 [第一項本文](#)に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び[次項](#)並びに[第十二条第一項第三号](#)において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、[第一項第一号](#)の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、[同号](#)の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 [第一項本文](#)に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び[次項](#)並びに[第十二条第一項第四号](#)において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、[第一項第一号](#)の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、[同号](#)の規定による命

令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る[第十二条第一項第五号イ](#)から[ニ](#)までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 [前項](#)の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 [前項](#)の規定により[第十条第一項第一号](#)の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、[同条第二項](#)から[第四項](#)までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 [前二項](#)の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が[第十条第一項第一号](#)の規定による命令を取り消す場合において、[同条第二項](#)から[第四項](#)までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 [前条第四項](#)の規定による通知がされている保護命令について、[第三項](#)若しくは[第四項](#)の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 [前条第三項](#)の規定は、[第三項](#)及び[第四項](#)の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。[第十条第一項第一号](#)又は[第二項](#)から[第四項](#)までの規定による命令にあつては[同号](#)の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、[同条第一項第二号](#)の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 [前条第六項](#)の規定は、[第十条第一項第一号](#)の規定による命令を発した裁判所が[前項](#)の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 [第十五条第三項](#)及び[前条第七項](#)の規定は、[前二項](#)の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

([第十条第一項第二号](#)の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 [第十条第一項第二号](#)の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする[同号](#)の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の[同号](#)の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 [前項](#)の申立てをする場合における[第十二条](#)の規定の適用については、[同条第一項各号列記以外の部分](#)中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、[同項第五号](#)中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、[同条第二項](#)中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しく

は地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に[第十二条第二項\(第十八条第二項\)](#)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、[民事訴訟法\(平成八年法律第百九号\)](#)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者([次項](#)において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、[次の各号](#)に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 [第三条第三項](#)の規定に基づき[同項](#)に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用([次号](#)に掲げる費用を除く。)

二 [第三条第三項第三号](#)の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護([同条第四項](#)に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 [第四条](#)の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 [第五条](#)の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、[第四条](#)の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が[前条第一項](#)の規定により支弁した費用のうち、[同項第一号](#)及び[第二号](#)に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、[次の各号](#)に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が[前条第一項](#)の規定により支弁した費用のうち、[同項第三号](#)及び[第四号](#)に掲げるもの

二 市が[前条第二項](#)の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 [第二条](#)及び[第一章の二](#)から[前章](#)までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、[次の表](#)の上欄に掲げる規定中[同表](#)の中欄に掲げる字句は、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項 から 第十四項 まで、 第十一条第二項第二号 、 第十二条第一項第一号 から 第十四号 まで及び 第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令([前条](#)において読み替えて準用する[第十条第一項](#)から[第四項](#)までの規定によるものを含む。[次条](#)において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 [第十二条第一項](#)([第十八条第二項](#)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は[第二十八条の二](#)において読み替えて準用する[第十二条第一項](#)([第二十八条の二](#)において準用する[第十八条第二項](#)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、[第二章](#)、[第六条](#)(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、[第七条](#)、[第九条](#)(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、[第二十七条](#)及び[第二十八条](#)の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する[第十二条第一項第四号](#)並びに[第十四条第二項](#)

及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。